

予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和6年3月13日(水) 午前10時00分
会 場 第3会議室

委 員 10名
委員長 柳 井 哲 也
副委員長 藤 田 尚 美
委 員 石 原 幸 雄
遠 藤 憲 子
杉 森 弘 之
甲 斐 徳之助
磯 山 和 男
伊 藤 知 子
出 澤 大
水 梨 伸 晃

説明員	教 育 長	川 村 始 子
	市 長 公 室 長	飯 野 喜 行
	経 営 企 画 部 長	二野屏 公 司
	総 務 部 長	野 口 克 己
	市 民 部 長	吉 田 茂 男
	保 健 福 祉 部 長	渡 辺 恭 子
	教 育 部 長	小 川 茂 生
	議 会 事 務 局 長	滝 本 仁
	会 計 管 理 者	関 達 彦
	市長公室次長兼秘書課長	稲 葉 健 一
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
	経営企画部次長兼財政課長	糸 賀 修
	政 策 企 画 課 長	淀 川 欽 市
	創生プロジェクト推進課長	椎 名 弘 文
	デジタル推進課長	大 町 泰 介
	総務部次長兼人事課長	本 多 聡
	総 務 課 長	橋 本 円
	管 財 課 長	小 林 浩 子
	契 約 検 査 課 長	門 倉 史 明

税 務 課 長
 収 納 課 長
 市民部次長兼市民活動課長
 総 合 窓 口 課 長
 リフレ市民窓口課長
 地 域 安 全 課 長
 防 災 課 長
 教育委員会次長兼教育企画課長
 教育委員会次長兼スポーツ推進課長
 学校教育課長補佐
 学校教育課長補佐
 指 導 課 長
 文 化 芸 術 課 長
 生 涯 学 習 課 長
 中 央 図 書 館 長
 保健福祉部次長兼医療年金課長
 保健福祉部次長兼高齢福祉課長
 社 会 福 祉 課 長
 こ ども 家 庭 課 長
 保 育 課 長
 健康づくり推進課長
 環境経済部次長兼商工観光課長
 環 境 政 策 課 長
 廃 棄 物 対 策 課 長
 農 業 政 策 課 長
 建設部次長兼下水道課長
 都 市 計 画 課 長
 空 家 対 策 課 長
 建 築 住 宅 課 長
 道 路 整 備 課 長
 監 査 委 員 事 務 局 長
 農 業 委 員 会 事 務 局 長
 庶 務 議 事 課 長

書 記

//

//

晝 田 典 義
 大和田 伸 一
 飯 島 希 美
 橋 本 早 苗
 齊 藤 孝 順
 風 間 正 志
 菊 地 孝 夫
 吉 田 充 生
 高 橋 頼 輝
 野 口 治 明
 森 田 明
 河 村 博 行
 木 本 拳 周
 糸 賀 珠 絵
 斎 藤 正 浩
 石 野 尚 生
 宮 本 史 朗
 石 塚 悟
 長 江 弘 美
 糸 賀 崇 子
 野 口 信 子
 藤 木 光 二
 飯 島 敦 子
 岩 瀬 義 幸
 後 藤 勇 雄
 野 島 正 弘
 飯 島 章 友
 柴 田 賢 治
 中 山 晋 一 郎
 加 藤 大 典
 大 里 明 子
 榎 本 友 好
 飯 田 晴 男

関 根 隆 行

保 坂 正 博

渡 辺 純 子

〃 津 脇 正 晴
〃 宮 田 修
〃 椎 名 紗央里
〃 田 上 洋 子

令和6年第1回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

月 日 等	部課等名	審 議 項 目
3月13日(水) 午前10時 第3会議室	教育委員会	議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算(第9号)中 ・教育委員会所管の歳入及び歳出(別紙参照)
	市長公室 経営企画部 総務部 市民部等	議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算(第9号)中 ・市長公室・経営企画部・総務部・市民部等所管の歳入及び歳出(別紙参照)
	保健福祉部	議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算(第9号)中 ・保健福祉部所管の歳入及び歳出(別紙参照) 議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議案第21号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) 議案第22号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

	環境経済部 建設部	議案第19号 令和5年度牛久市一般会計 補正予算(第9号)中 ・環境経済部・建設部所管の歳入及び歳 出(別紙参照) 議案第23号 令和5年度牛久市下水道事 業会計補正予算(第3号)
3月14日(木) 午前9時30分		現地視察 ・うしくグリーンファーム ・栄町保育園
3月14日(木) 午後1時30分 第3会議室	市長公室 経営企画部 総務部 市民部 会計課 監査委員事務局 議会事務局	令和6年度一般会計歳入歳出予算中 ・市長公室、経営企画部、総務部、市民 部等所管の歳入 ・市長公室、経営企画部、総務部、市民 部等所管の歳出 (令和6年度課別事務事業一覧参照)
3月18日(月) 午前10時 第3会議室	教育委員会	令和6年度一般会計歳入歳出予算中 ・教育委員会所管の歳入 ・教育委員会所管の歳出 (令和6年度課別事務事業一覧参照)

	保健福祉部	令和6年度一般会計歳入歳出予算中 <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部所管の歳入 ・保健福祉部所管の歳出 (令和6年度課別事務事業一覧参照)
3月19日(火) 午前10時 第3会議室	環境経済部 建設部 農業委員会事務局	令和6年度一般会計歳入歳出予算中 <ul style="list-style-type: none"> ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出 (令和6年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算 ・令和6年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出予算 ・令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
	環境経済部 建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出予算 ・令和6年度牛久市下水道事業会計歳入歳出予算

午前9時55分開会

○柳井委員長 それでは、まだ5分前なんですけれども、全員そろったということで始めたいと思います。

改めましておはようございます。

ただいまから予算常任委員会を開会いたします。

先日開かれました予算常任委員会におきまして、私、柳井が委員長に就任いたしましたので、よろしくお願いたします。

本日の令和5年度の補正と、あしたから3日間、令和6年度の予算委員会、皆様にお世話になります。よろしくお願いたします。

もう既に新聞などでも発表されて、決まったかのように予算書案の段階でいろいろと元気のよいまちのイメージが出てうれしいんですけれども、市民の期待も大きな予算書案になっております。よろしくお願したいと思います。

それでは、副委員長には藤田委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願したいと思います。

○藤田委員長 おはようございます。

副委員長となりました藤田です。どうぞよろしくお願いたします。

○柳井委員長 本委員会に付託されました案件の審査は分割して行います。

本日は、議案第19号ないし議案第23号、令和5年度各会計補正予算について審査を行います。

まず、教育委員会所管の補正予算に関わる案件について審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会所管の案件は、

議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いたします。

これより議事に入ります。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案第19号について、提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長、お願いたします。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育企画課、吉田です。よろしくお願いたします。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）の教育企画課所管の補正内容について説明いたします。

議案書10ページ、11ページを御覧ください。

議案書10ページ、11ページ、上から2番目のボックスの歳入になります。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金で280万円の歳入減となっております。こちらは、児童クラブの入居人数が見込みよりも少なかったことによる歳入の減となりま

す。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。

12ページ、13ページ、一番上のボックスになります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金で、子ども・子育て支援交付金が12万6,000円の減額となっております。こちらは、民間児童クラブに対する補助金の算定におきまして開所日数の加算、また長時間開所の加算、そういったものが減額になったことに伴う減額になります。

その下の子ども・子育て支援施設整備交付金、こちらは、牛久小児童クラブ空調機の更新工事につきまして、内示後に天井つり下げ型の空調機の工事は補助の対象外とされたことによって160万2,000円の減額となっております。

また、同じページの下から2番目のボックスで款16県支出金、項2県補助金、目6教育費、県の補助金、こちらについても子ども・子育て支援交付金、それから子ども・子育て支援施設整備交付金の項目がございまして、それぞれ同額の減額補正となっております。

続いて、14ページ、15ページになります。

14ページ、15ページの上から2つ目のボックスになりますが、款19繰入金、項2基金繰入金、目3修学基金繰入金で60万円の減額。こちらは、奨学金の支給見込額の減に伴う基金繰入金の減額となっております。

続いて、2つ下のボックスになりまして款21の諸収入、項5雑入、目3雑入です。下から3つ目の項目で児童クラブ間食費・消耗品費で240万円の減。こちらは、児童クラブの入居人数が見込みより少なかったことによる歳入の減となっております。

続いて、歳出になります。

議案書34、35ページを御覧ください。

議案書34ページ、35ページ、一番上のボックスになります。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、0104教育長が行政活動するで14万4,000円の減額になります。こちらは、教育委員会がリフレに移転したことで教育庁舎が変更になりました。それによって損害保険料の減額、それと車検が令和7年度になったことによる減額となっております。

続いて、その下の0105奨学金条例に基づき就学を支援する。こちらは、奨学金の申請が見込みより少なかったことによる60万円の減額と。それから積立金については、前年度に取り崩した分を翌年度に積み立てているという運用をしているんですが、今回の補正については、令和4年度に給付するために基金から取り崩した384万円を本年度に積み立てる措置を行うもので、差引き324万円の増額補正ということになります。

続いて、36ページ、37ページ、上から2つ目のボックスになります。

36、37ページ、上から2つ目で款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、0129児童クラブを運営するでございしますが、需用費は、電気料、ガス料が昨年度に比べて下がったことによる減額。それと、児童クラブの入居人数が見込みよりも少なかったことに加えて、週5日利用する児童が見込みよりも少なかったことによっておやつ等の仕入れ経費の減額となっております。委託料は、支援員の派遣に伴う経費で入札による時間単価の減額。それから、シル

バー人材センターからの子育てサポーターの減員による減額となっております。

最後に、その下の0138民間児童クラブの運営を支援するですが、こちらは開所日数加算、それから長時間開所加算、それぞれ減額になったことに伴う補助金の減額となっております。

教育企画課は以上です。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 スポーツ推進課、高橋です。よろしくお願いいたします。

私から、同じく議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）スポーツ推進課所管の部分につきまして御説明させていただきます。

議案書の5ページをまず御覧ください。

5ページ、第2表継続費補正になります。こちら牛久運動公園体育館の屋根を改修する事業につきまして、令和5年度、6年度に予定しておりました改修工事なのですが、こちら入札の不調となってしまいまして、5年度、6年度で設定させていただいた継続費を解除するものとなっております。

続きまして、歳入になります。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入で、款14使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、保健体育使用料ということで、牛久運動公園の施設の使用料につきまして、増減はあるんですけども、現時点で増額できるもの、あとは減額すべきものというものが決算見込みで出ましたので、その分の補正になります。トータルで267万8,000円の増額の補正となっております。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

下から2番目のボックスになります。款21諸収入、項5雑入、目3雑入、こちらの真ん中ほどにあります受講料材料費の部分での地域部活動参加費、100万円の減額。それから、同じ表の中で下から2番目になります雑入の中のひたち野うしく小学校プール開放利用負担金、1,457万円の減額。こちらは、いずれも当初想定していた参加費及び負担金の収入見込みが立たないということでの減額の補正となっております。

続きまして、歳出になります。

36、37ページを御覧ください。

一番下のボックスになります。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、0104スポーツ少年団の活動を支援する、20万円の減額。その下、0109牛久市スポーツチャンピオンフェスティバルを開催する、22万6,000円の減額。こちらは、いずれも補助申請額及び決定額が当初予算額を下回って申請、決定されたことによる減額となっております。

続きまして、次のページ、38、39ページを御覧ください。

一番上になります。款項目、同じく0114運動部活動の地域移行を推進する、委託料80万円の減額となります。こちらは、当初想定していた回数より実施回数が減ったことによる人件費相当分の部分が契約金額に満たなかったことによって、当初予算から残った分を減額するものに

なります。

続きまして、その下の表になります。款項同じく目2 体育施設費、0102 牛久運動公園を維持管理する、それから0103 牛久運動公園の運動施設を運営する、0108 牛久運動公園体育館の屋根を改修すると3つあるんですけども、最初の0102 牛久運動公園を維持管理する。こちらの需用費、こちらは当初想定していた電気使用量が大幅に下がったということでの減額になります。

その下の使用料、賃借料につきましては、運動公園で開催されるイベントの際に賃借する予定であったものにつきまして、使用がなかったということでの減額になります。運動施設を運営するの委託料、こちらにつきましては、契約差金として280万円出たものを減額するものです。

最後の体育館の屋根を改修する、7,672万5,000円。こちらにつきましては、一番最初にお話しさせていただきました継続費、こちらの解除に伴う減額ということになっております。

スポーツ推進課は以上になります。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 学校教育課の野口です。よろしく申し上げます。

それでは、学校教育課所管について御説明いたします。

初めに、歳出予算から御説明させていただきます。

資料34ページ、35ページ、真ん中の表を御覧ください。

款10 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、0104 小学校施設を改修する事業の781万5,000円。その下になります。款項同じく目2 教育振興費、0103 小学校のICT環境を管理する事業の87万7,000円。その下の款項同じく目3 学校建設費のうち、0101 小学校の照明設備を更新する事業の63万1,000円。いずれも契約差金及び執行残を減額するものでございます。

続いて、その下、0102 小学校の空調施設を更新する事業の2億685万3,000円。こちらは、中根小学校と向台小学校の空調更新工事に係る国庫補助金が交付決定されたことに伴いまして増額計上するものです。実質的には、予算を今年度から来年度に繰り越して工事を確保して行うものになります。

続きまして、その下の表になります。

款10 教育費、項3 中学校費、目1 学校管理費、0104 中学校を管理運営する事業の872万4,000円。その下になります。款項目同じく0105 中学校施設を改修する事業の254万9,000円。その下、款項同じく目2 教育振興費、0103 中学校のICT環境を管理する事業の65万8,000円。小学校費と同様、いずれも契約差金及び執行残を減額するものでございます。

次に、その下の表になります。

款項同じく目3 学校建設費、0101 おくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業のうち、グラウンド整備工事の1億2,777万6,000円。先ほどの空調更新工事と同様でありまして、こちらの工事も国庫補助金が交付決定されたことに伴いまして増額計上するものです。予算

も今年度から来年度に繰り越して工期を確保して行うものになります。

続きまして、その下、解体撤去工事749万1,000円。その下、0102下根中学校を長寿命化改修する事業の402万2,000円。

次、ページ変わりました38ページ、39ページ、上の表になります。

款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、0101自校式学校給食を運営する事業の500万円。こちらも契約差金及び執行残を減額するものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。

資料の12ページ、13ページを御覧ください。

上から1つ目の表になりますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、1小学校費補助金の学校施設環境改善交付金、3分の1の補助率で4,133万4,000円。こちらは、先ほど歳出予算で御説明いたしました中根小学校と向台小学校の空調更新工事に伴う国庫負担金として計上しております。

次の行、感染症対策支援事業補助金57万5,000円ですが、こちらは、小学校における換気対策物品の購入に伴う2分の1の国庫補助金となります。

次に、下の段の2、中学校補助金も同様に感染症対策支援事業補助金30万円は、中学校における換気対策物品の購入に伴う2分の1の国庫補助金となります。

次の行、学校施設環境改善交付金、3分の1の補助率で2,020万円。こちらは、先ほど歳出予算で御説明しましたおくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業のうち、グラウンド整備工事に伴う国庫負担金として計上しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

第3表繰越明許の中で、款10教育費、項2小学校費、小学校の空調施設を更新するの2億685万3,000円。こちらについては、中根小学校と向台小学校の空調更新工事に係る国庫補助金が交付決定されたことに伴いまして増額計上したものを来年度に繰り越して工期を確保して行うものになります。

同じく3中学校費、おくの義務教育学校一体型校舎を建設するの1億2,777万6,000円についても、おくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業のうち、グラウンド整備工事も国庫補助金が交付決定されたことに伴いまして増額計上したものを来年度に繰り越して工期を確保して行うものになります。

学校教育課は以上です。

○柳井委員長 指導課長、お願いします。

○河村指導課長 指導課長、河村でございます。

資料の34ページ、35ページになります。

歳出予算で款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費になります。2つの事業です。0102指導主事が学校を指導支援する、240万円の減額となります。指導課所属の指導主事の年間の負担金が確定しましたので、その不用分を減額するものです。

次に、0106教育センターきぼうの広場を管理運営する、216万円の減額になります。内

容は、会計年度任用職員を公募しておりましたが、適任者が見つからない状況がありまして、その分の報酬、交通費等の不用額を減額するものです。

説明は以上です。

○柳井委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課、木本です。

同じく補正予算、文化芸術課所管分について私から御説明をさせていただきます。

議案書12ページ、13ページを御覧ください。

一番上のボックス、歳入となりますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金でございますが、こちらは国宝重要文化財等保存整備費補助金になりますが、82万円の歳入減となっております。こちらは、国庫補助金の内示に伴う減額となっております。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

上から4番目のボックスとなります。款21諸収入、項5雑収入、目3雑入で、シャトーカミヤ保存計画策定支援負担金。こちらは文化庁から保存活用計画の策定を求められている中で、今年度から策定を開始した国指定重要文化財シャトーカミヤ旧醸造場施設の保存活用計画の策定に伴い、所有者であるオエノンホールディングス株式会社と策定の業務委託に要する費用の2分の1を負担していただくことになりましたので、279万4,000円の増額補正となっております。

続いて、歳出になります。

議案書36ページ、37ページを御覧ください。

上から2番目のボックスとなります。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費ですが、0102文化財を保護・継承して活用する。0103市内の埋蔵文化財を調査する。0133住井すゑ文学館の公開活用をする。いずれも電気料の高騰等を見込んでいたんですけども、そちらが当初の予想を下回ったということで執行残の減額となります。

文化芸術課は以上です。

○柳井委員長 生涯学習課長、お願いします。

○糸賀生涯学習課長 続きまして、生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案第19号の36ページ、37ページを御覧いただきたいと思います。

2つ目のボックスで、款項目が教育費、社会教育費、社会教育総務費の0111生涯学習講座を開催するでございます。こちらは、開催予定でありました講座につきまして、募集した定員に満たなかったために3講座が中止となりまして、そちらの講師謝礼と材料費の減額で120万円の減額となっております。

その下の枠でございます。同じく生涯学習センター費の0102中央生涯学習センターを管理運営するの400万円と、0104おくの生涯学習センターを管理運営するの120万円につきましては、どちらも電気料の減額でございまして、当初想定していた額よりも電気料が達しなかったための減額となっております。

生涯学習課は以上でございます。

○柳井委員長 それでは、中央図書館長、お願いします。

○斎藤中央図書館長 中央図書館、斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、同じく中央図書館担当箇所の歳出予算の補正予算について御説明いたします。

ページは、ただいまと一緒の36、37ページでございます。

款10教育費、項5社会教育費、目3図書館費、0104図書館資料を提供する事業の230万円。こちらは、会計年度職員の入れ替わりによる不用額を減額するものでございます。

続いて、その下、0110図書館施設を改修する事業の51万5,000円。こちらは、今年度実施いたしました非常放送設備更新工事の契約差金を減額補正するものでございます。

中央図書館は以上です。

○柳井委員長 それでは、これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。それじゃあ遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、ページ数がはっきり分からないんですけれども、運動公園の体育館の屋根の改修、継続費の計上がなくなったということなんです、ここの理由を伺いたいと思います。

それと、ひたち野うしく小学校のプール、この全体の利用状況、確かにコロナの関係があったと思うんですけれども、その状況がどうだったのか。1,457万円の減額ということでは、かなりいろいろと状況の変化があったのではないかと思います。その辺も伺いたいと思います。

それと、空調なんですけれども、令和5年度計上して翌年度に繰り越すということで、中根小と向台小ということなんです、それ以外に空調の工事の予定があるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 スポーツ推進課、高橋です。

ただいまの遠藤委員からの御質問の中で体育館の屋根の改修工事、こちらにつきましてなんですけれども、こちら令和5年度、6年度で当初お願いをして予算をつけていただいたものなんですけれども、2度入札を行いまして、2度とも入札が不調になったということでございます。1回目につきましては設計図書の閲覧、この時点で1者しか来ていただけなかった。その時点で入札が取りやめになった。2回目につきましては、設計図書の閲覧につきましては複数者来ていただいたんですけれども、一般競争入札ということで入札書の提出を待っていたんですけれども、その札が1者しか来なかった。これによりまして、その時点で入札が不調になったということになります。それが、2回目が12月議会にとお思いましてやっていたんですけれども、その時点で2回目が不調になってしまったということで、もうその段階で、令和5年度からの執行というのはちょっと難しいということをお考えまして、今回、一度解除させていただくと。この後の当初予算にものってくるんですけれども、令和6年度、7年度で再度、この空調改修工事を継続費ということでお願いしたいと考えております。

ひたち野うしく小学校のプールの利用状況なんですけれども、当初、学校の授業が最優先とい

うことで、平日の日中につきましては学校の授業をまず入れて、使わない夜の時間帯、それから土日、祝日につきまして一般開放を想定しておりました。コロナの期間中、閉鎖をしていた部分もあったんですけども、それ以前、それなりの人数、一般の方も来ていただけていましたので、再開に当たりまして利用者を見込んではいたんですけども、いざ蓋を開けてみると、やはり3年間、閉鎖していたという部分もかなり大きかったのか、なかなかその利用者というのが伸びませんでした。当初は、1日当たり100名を超える人数は来ていただけるんじゃないかと、土日、祝日ですけども。平日の夜につきましては、そこまでは想定していなかったんですが、蓋を開けてみると土日、祝日、一日フルに開けていても30名程度しか実際には利用がなかったとかそういう部分もありまして、かなりこの利用の負担金というのが見込めない状況になってしまったという状況でございます。

スポーツ推進課は以上になります。

○柳井委員長 学校教育課長補佐、お願いします。

○森田学校教育課長補佐 学校教育課、森田です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの空調の今後の計画についてですが、現在、平成19年に整備した普通教室の分を今回更新する予定になっています。今後、特別教室に整備された空調設備を更新していく計画を持っております。現在、室内機で652台、整備計画がありまして、今回計画するものを含めると325台という形ですので、約半分を計画する形になります。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 体育館の整備、それで今度、令和6年度、7年度の当初に計画をしているということなんですが、今のこういう物価高騰、それといろいろと影響も出てくると思うんですが、またこういう入札、そういうときに不調になるかもしれないという、幾ら経済が少し上向きになったとしても大変厳しいというんですが、そういうときの条件整備、そんなのを少しどういうふうになるのか、その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、ひたち野うしく小学校のプールです。人数が少なくとも維持管理というのは、やはりそれは、毎年毎年かかってくるんですけども、コロナも5類になったということで、利用者を増やしていくというそういう考えも、以前はたしかいろいろと、広報紙だけじゃなくて独自のチラシを作ったりなんかで利用者をどういうふうを増やしていくかというのも考えられていたと思うんですけども、やはり維持管理のことも含めまして利用者を増やしていかないと、この運営自体もいろいろと考えなきゃいけないということになるんじゃないかと思うので、その辺のことも伺いたいと思います。

それと空調関係、平成19年度分だということなんですが、残りの分、652台の整備の中の約半分だということなんですが、国との負担のこともあると思うんですが、国に要望をもちろんとすると思われまじくても、その辺の今後の計画についても伺いたいと思います。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

体育館の屋根の改修につきましては、当然、委員おっしゃられたように物価の高騰など、そう

いった影響も考慮をしなければならない部分がございます。現実的に、今、3月の県の単価が発表されておりまして、それを、今、数字をつくっている最中ではあるんですけども、やはり少しずつ上がってきている、それは否めない部分でございます。その部分につきましては、しっかり反映した上で業者にもきちんと説明できる数字として出したいと思っております。

また、昨年度2回入札した際の契約の条件、入札の条件、こちらにつきまして前回2回行った際には、JVでやっていただくというのを前提として契約検査課とも条件を出した部分があったりしました。入札不調になった原因ということで業者に聞いている限りでは、JVという部分も親会社を見つけるのが難しいとかそういったお話もございましたので、その辺につきましても現在、契約検査課と協議をしてその入札の条件面の見直しというのもかけておりますので、今回、令和6年度、7年度で出す際には、手が挙がらないという状況が少しでもなくなる条件整理というのを今進めているところでございます。

ひたち野うしく小のプールにつきましては、確かにコロナというのはあったにせよ、人数が少ないというのは、維持管理の面、維持管理費の確保の面からいくと、10人入ろうが100人入ろうが、実際にプールを開けている以上、安全の確保という面等々でも人数は減らせなかったり、かかるものは必然的に出てきてしまうと思います。コロナ禍前の委託のときのような形でチラシの配布ですとか利用の促進の面というのは、開けていく以上、開けていけばいいというものではないと思っておりますので、何らか、教室の開催を考えるのか、歳入の面で月会費をまた検討するのか、そういったところを、条件を整えながら少しでも歳入が増収となる方策というのは、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○森田学校教育課長補佐 森田です。

先ほどの空調の再度の質問の件にお答えいたします。

空調機は、かなり台数が多いもんですから一遍に工事ができないということがありまして、工事を平準化していくということが必要になってきます。今まで令和2年度から更新計画を基に工事してまいりまして、令和6年度までで、約5年間で325台、残りまだ327台ございますので、同じぐらいの期間を費やして学校の協力の下、更新をしていきたいと考えております。

○柳井委員長 よろしいですね。ほかに。それでは、杉森委員。

○杉森委員 ページ34、35の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、0105の奨学金条例に基づき就学を支援するということですが、奨学金条例の第10条では、受給者が教育委員会規則に定める事由に該当したときは、奨学金の支給を停止するものとなっているわけですが、今まで停止した事例というのがあるのかどうか。あるとすれば、その理由はこういったものだったのかということをお聞きします。

それから、ページ34、35の款10教育費、項2小学校費、目3学校建設費、0101小学校の照明設備を更新するということですが、これは耐用年数の問題でどんな状況なのかということと、あと理由が耐用年数ということだけではなくて、明るさの問題で何か問題になって

いるところがあるのかどうかとか、あるいは、LEDというのは大体完了したんではないかという認識があるんですけども、それについてもどういう状況なのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、ページ38、39の款10教育費、項6保健体育、目3学校教育費、0101自校式学校給食を運営するですけども、この自校式学校給食については、市民の方から牛久の学校給食は大変おいしいという評価をいただいています。それで、市長は対外的なアピールをもっと強めようということを言われているわけですけども、まさにそれをもっとすべきだというのが市民の意見で、ホームページですとかいろんな場があるかと思えますけれども、そういうところでもっと生徒の声やなんかも出したり、いろいろ考えてやっていくというお考えがあるのかどうか、その辺を質問いたします。

○柳井委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 奨学金の御質問にお答えします。

令和3年度に一度停止した方がいらっしゃるしまして、2名います。理由は転出です。前期分はお支払いしていますが、後期分、たしか11月頃にお一人転出されて、2月頃にもう一人転出された経緯がありまして、その方については、前期はお支払いしましたけれども、後期分については停止したという経緯がございます。

以上です。

○柳井委員長 学校教育課長補佐、お願いします。

○森田学校教育課長補佐 学校教育課、森田です。

学校の照明の件ですけども、学校のLED化というのは、まだ済んではおりません。LEDが学校の照明に出始めたのが平成24年からですので、まだ10年余りになっております。改修した学校については、平成24年からLEDの照明の更新を行っているんですが、それ以前に改修した学校というのは蛍光灯のままです。ですので、今後、LED照明に更新していくということで、令和5年度に小学校の分の設計を行っております。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○野口学校教育課長補佐 学校教育課の野口です。

自校式給食のPRについてですが、度々、保護者などから市政への御意見で、学校給食は大変評判がいいのでこれからも続けてほしいなどと、そういった御意見をいただいているところでして、今現在もホームページにはおいしい給食のレシピシリーズ、そういうのを定期的に更新しています。あとは、ホームページなどでもたまに特集で掲載させていただいたりしているところなんですけども、今後も自校式給食、子供たちにおいしい給食を提供できるということで、ホームページとか広報紙とか、そういったものを活用しながら今後もPRを続けていければと考えております。

以上です。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 給食に関してちょっと補足なんですけども、学校給食がおいしいというところ

ろの評判の一つ裏には、栄養士たちの献立の緻密な計算といいますか、献立のメニューに様々な工夫を凝らしていて、それがまた評判がいいというところがあります。これに関しては県のコンクールがありまして、そういったものにも入賞したり優秀賞とかというのを取ったメニューがございまして、こういったものもPRの一つとして発信していけたらと思っております。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 1つ再質問ですけれども、アバウトで結構ですけれども、今、LED化というのは大体何割ぐらい進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、自校式給食のあれは、市民から言わせるとお隣、こういう言い方をすると語弊がありますけれども、つくば市とか龍ヶ崎市のあれと比べてもはるかにおいしいと子供が言っているということを書いていました。それは、もうどんどんアピールしたほうが良いと思います。

○柳井委員長 学校教育課長補佐。

○森田学校教育課長補佐 学校のLED化の割合ということなんですけれども、台数の把握まではできていませんで、大体約3割から4割程度かと思われまして。

○柳井委員長 ほかに。甲斐委員。

○甲斐委員 お願いします。3点御質問します。

全て減額補正に対しての質問なんですけれども、まず35ページなんですけど、教育センターきぼうの広場を管理運営するの減額理由のときに、人が決まらないので減額というのがあったんですけれども、まずこれは、就任するのに条件とかがあってとかなのか、もうちょっと細かい理由を教えてもらいたいと思います。

同じ理由で部活動の委託、80万円減額なんですけれども、部活動は部分的に進めていくという話で今までもやっていたけれども、受け手がいないのか、それとも希望されていないのかとか、その辺もうちょっと教えてもらいたいと思います。

3点目としまして、おくの義務教育学校の一体型校舎を建設なんですけれども、この解体撤去工事の減額理由も再度お尋ねしたいと思います。

以上3点です。

○柳井委員長 指導課長。

○河村指導課長 指導課長、河村です。

まず、広場の人員が見つからないということの大きな理由は、時給が市内は安いので、どうしても他市町村の高いほうに行ってしまうというのが大きな要因かと。

以上です。

○柳井委員長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 スポーツ推進課です。

部活動の地域移行の減額の部分なんですけれども、受け手がいないというわけではなくて、市内の業者にお問い合わせはしたんですけれども、当初やろうとしていた回数、月3回というのをやろうとしていたんですけれども、試合ですとか他校との練習ですとか、そういったもので実際にやる

うとしていた回数ができなかった分があったものですから、その分を減額するという事で今回の減額補正という形になっております。

○柳井委員長 学校教育課長補佐、お願いします。

○森田学校教育課長補佐 学校教育課、森田です。

先ほどのおくの義務教育学校の解体工事の減額なんですけれども、こちら令和5年度に解体撤去工事と浄化槽の整備工事を行いました。それに対する執行の残金と請負差金が発生しましたので、そちらの減額になります。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ごめんなさい。再質問をします。

3点目のおくのなんですけれども、請負差金の出た細かい理由みたいなものは把握されていらっしゃいますか。

○柳井委員長 それでは、学校教育課長補佐、お願いします。

○森田学校教育課長補佐 学校教育課の森田です。

今回、浄化槽と解体撤去工事を行いまして、浄化槽の部分で当初計画していた予算額よりも下回った額で執行を行いまして、それと、あと契約差金で約200万円出ていますので、そちらの分になります。

○柳井委員長 そういふことをごさいます。ほかにありましたら。よろしいですか。遠藤委員。

○遠藤委員 すみません。歳入で、先ほど説明で、シャトーカミヤの保存計画策定の支援負担金ということで、オエノンと2分の1ずつという御説明があったんですが、この保存計画の策定、それはいつ頃完成するといふか、そういう状況について教えていただきたいと思ひます。

○柳井委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課、木本です。

現在進めておりますシャトーカミヤの保存活用計画なんですけれども、国の基準に沿って、現在、まずデータの収集と、これまで修理を進めてきた修理履歴等をまとめる作業を行っております。あらかた素案を今年度、委託によってコンサルに委託して政策案を作成しまして、来年度以降、どういふふうに関後活用していくかといふところを検討しつつ、あと、文化庁の認定が必要となるものですから文化庁と協議して進めていく形ですので、実質、何年度に出来上がるといふのはお示しできないんですけれども、最低、来年度以降になるかとは考へております。

○柳井委員長 以上、これで終了いたします。

以上で教育委員会所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は11時ジャストといたします。よろしくお願ひします。

午前10時47分休憩

午前11時00分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等、所管の補正予算に関わる案件について審査を行います。

本委員会に付託されました市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の案件は、議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。これより議事に入ります。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案第19号について提案者の説明を求めます。市長公室次長兼秘書課長。

○稲葉市長公室次長兼秘書課長 おはようございます。

秘書課の稲葉です。よろしくをお願いいたします。

議案第19号令和5年度一般会計補正予算（第9号）のうち秘書課所管のものを御説明いたします。

補正予算書16、17ページを御覧ください。

歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の17ページのところです。0109市長と副市長が外部と交際する事業につきましてです。全て減額の補正になっておりますけれども、節の8番旅費についてでございますが、姉妹都市オーストラリア・オレンジ市へ市長が訪問する旅費を計上しておりましたけれども、昨年2月15日号で派遣市民団を広報紙等で募集しましたところ、最少催行人員が12名で募集しましたが、応募者は結局10名でしたので、最少催行人員を満たさなかったということで中止となりましたので、この旅費につきまして、金額的には65万円です、これを減額といたします。

次に、節の9交際費、これは、市長交際費については50万円、その下の節の18番負担金補助金及び交付金につきましては、これは、市長が参加する会議研修費、研修会等で負担が生じるものです。これについては5万円を減額いたしまして、この事業の中では、トータルとして120万円減額補正をするものであります。

説明は以上です。

○柳井委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。よろしくをお願いいたします。

同じく一般会計補正予算（第9号）のうち広報政策課所管のものを御説明させていただきます。補正予算書、同じく16、17ページを御覧ください。

歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報広聴費の0101広報うしくを発行する。こちらは、

広報うしく1日号及び15日号に係る印刷製本費の入札契約差金のため、需用費を680万円減額補正するものです。

以上になります。

○柳井委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 財政課、糸賀です。よろしくお願いいたします。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

歳入となります。

款11、項1、目1の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴い、臨時財政対策債償還基金費分及び臨時経済対策費分が基準財政需要額の臨時費目として創設されまして追加交付がなされることに伴いまして、1億8,526万1,000円を増額するものでございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

款17、項1、目2の財政調整基金預金利子につきましては、財政調整基金の運用の一部をマルチコーラブル預金による運用としたことによりまして90万5,000円を増額するものでございます。

同ページの款19、項2、目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算(第9号)の予算調整の結果、本年度繰り入れておりました3億9,454万3,000円を財政調整基金へ繰り戻すものとなります。

款22、項1、目6の教育債につきましては、国の補正予算による小学校空調更新工事及び国の補助事業の前倒しによりますおくの義務教育学校工事に伴い、小学校債8,030万円を増額し、また、中学校債8,100万円を増額するものであり、その他、事業債につきましては、事業費の確定等によりまして減額するものでございます。

次に、歳出となります。

18ページ、19ページを御覧ください。

款2、項1、目16の0101財政調整基金費につきましては、補正予算の調整の結果、3億3,301万2,000円の積立金を計上するものでございます。

なお、補正予算後の財政調整基金の残高につきましては、歳入の繰戻しと合わせまして42億9,127万2,000円となります。

次に、款2、項1、目16の0102減債基金費につきましては、普通交付税のうち臨時財政対策債償還基金費分8,484万9,000円の積立金を計上するものでございます。

なお、補正予算後の減債基金の残高につきましては、15億8,748万円となります。

ページ飛びまして38ページ、39ページを御覧ください。

款12、項1、目1の0101地方債償還元金、その下、目2、0101の地方債償還利子につきましては、償還額の確定によりまして元金を250万円、利子を730万円減額するものでございます。

説明は以上となります。

○柳井委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 政策企画課、淀川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

当課所管の事業について御説明を申し上げます。

議案の10ページ、11ページを御覧ください。

款15、項2、目1新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。低所得者世帯に対する3万円給付と物価高騰対策事業に対する交付金となりまして、年度内で全事業の完了見込みとなりました。交付金限度額に合わせ6,080万6,000円を増額するものとなっております。

続きまして、同じ項目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。低所得世帯支援分1世帯7万円の支給事業に係る交付金の限度額、こちらが示されました関係で899万4,000円を減額するものとなります。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

款17、項1、目2の公共施設等総合管理基金預金利子につきまして、預金の種類を変更したことにより、その利率に基づき預金利子を60万4,000円増額するものとなります。

続いて、同じページ内、款19、項2、目5公共施設等総合管理基金繰入金につきまして、基金繰入対象事業の事業費確定によりまして8,983万7,000円を減額するものとなります。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

歳出に移ります。

款2、項1、目7公共施設等総合管理計画を改訂する。こちらにつきましては、業務委託の入札による契約差金201万3,000円を減額するものとなります。

続いて、38ページ、39ページを御覧ください。

款13、項1、目2公共施設等総合管理基金費となります。こちらは、先ほど歳入で御説明いたしました同基金の預金の種別変更による利子の増額60万4,000円を計上するものとなっております。

以上です。

○柳井委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 創生プロジェクト推進課、椎名です。よろしくお願ひします。

当課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

まず、補正予算書18、19ページを御覧ください。

款2、項1、目7、事業が0110特定プロジェクトにより重要事項を調査研究する事業です。こちらは、当初予算時より事業費計上を行っていましたが、本年度事業費の執行は伴わないことから不用額として減額をするものです。

次に、補正予算書32、33ページを御覧ください。

款8、項4、目5、事業0104エスカード牛久ビルの利活用を図る事業です。こちらは、エスカード牛久ビル管理費の負担金のうち、本年度の不用見込額2,200万円を減額するものとなります。

当課所管の補正予算につきましては以上となります。

○柳井委員長 デジタル推進課長。

○大町デジタル推進課長 デジタル推進課、大町です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち当課所管箇所について御説明いたします。

まず、議案資料10、11ページを御覧ください。

歳入の款15、項2、目1、節1のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、当初、追加交付分を見込んでいたものの令和5年度分は追加交付がなかったため、963万3,000円を減額するものになります。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

歳入の款21、項5、目3、節1のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、補助対象事業費の確定により605万円を減額するものになります。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

こちらは歳出になります。

款2、項1、目9の0104コンピューターとその周辺機器を管理するの1,550万円の減額。それと、下の事業、0105のコンピューターシステムを運用するの1,500万円の減額につきましては、契約差金等、不用見込額を減額するものになります。

説明は以上になります。

○柳井委員長 それでは、総務部次長兼人事課長、お願いします。

○本多総務部次長兼人事課長 人事課、本多です。よろしくお願いいたします。

補正予算につきまして、人事課所管の予算について御説明いたします。

予算書の16、17ページ。

款2、項1、目1、0119人事交流を図る事業になります。当初、茨城県との対等人事交流による派遣に伴う職員給与及びアパートを公社として借り上げる経費等を計上しておりましたが、対象者がいなかったため減額するものでございます。

また、関連するものとして予算書14ページ、15ページの歳入、款21、項5人事交流職員負担金800万円の減額をいたします。これは、先ほどの理由から茨城県からの職員の受入れがなかったため、対等交流により見込んでおりました県からの職員給料等の歳入予算を減額するものでございます。

続きまして、歳出の16、17ページ、款2、項1、目1、0120会計年度任用職員の社会保険と公務災害補償を管理する、3,000万円の減額でございます。こちらは、再任用職員の社会保険等の予算を当科目に計上しておりましたが、別科目で計上し直したことによる減額でございます。

人事課所管の予算は以上でございます。

○柳井委員長 次は、総務課長、お願いします。

○橋本総務課長 総務課、橋本です。よろしくお願いいたします。

総務課所管の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算になります。

予算書の20ページ、21ページを御覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目2牛久市議会議員選挙費及び目3牛久市長選挙費でございます。事業名0101牛久市議会議員選挙を執行する、524万1,000円及び、同じく0101です、牛久市長選挙を執行するの328万1,000円の減額でございます。いずれも選挙執行の確定に伴う減額でございます。減額の主な要因といたしましては、いわゆる選挙公営、選挙運動用自動車に係る費用、ポスターやチラシのビラに係る製作の費用、あとは選挙はがきの費用につきましてこちらで負担しておりますが、それを利用しなかった候補者の方がいらっしゃいましたので減額となりました。

以上となります。

○柳井委員長 管財課長、お願いします。

○小林管財課長 管財課、小林です。よろしくお願ひいたします。

管財課所管の補正の内容について御説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましてです。

予算書の14、15ページを御覧ください。

款17、項1、目1、節、土地建物貸付収入の駐車場用地36万3,000円の減額補正。こちらは、リフレ前駐車場の賃貸借契約を解除したことによる減額補正でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

予算書16、17ページを御覧ください。

歳出5件でございます。

款2、項1、目2、0105文書関連機器を管理する、250万円。

続きまして、目が6に移ります。0101公用車を管理する、650万円の減額。

その下になります。0102庁舎を維持管理する、1,601万4,000円の減額。

さらにその下になります。0103市長車・議長車・バスを運行する、265万円の減額。

最後です。0106リフレを維持管理する、600万円の減額。

いずれも決算見込みによる減額でございます。

以上です。

○柳井委員長 それでは、契約検査課長。

○門倉契約検査課長 契約検査課の門倉です。よろしくお願ひいたします。

私からは、契約検査課所管の補正の内容について御説明させていただきます。

補正予算書の16、17ページになります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、0113入札参加資格者を管理する、51万6,000円の減額となります。こちらにつきましては、例年12月と1月に短期採用しております会計年度任用職員2名の採用を見送りましたので不用額が生じまして、そのため減額するものです。

以上です。

○柳井委員長 収納課長。

○大和田収納課長 収納課、大和田です。よろしく申し上げます。

私から収納課所管の補正予算について御説明させていただきます。

予算書18ページ、19ページを御覧ください。

款2、項2、目2の事業0103市税等の収納を管理するから0105口座振替を管理するの3事業になりますが、こちらは全て決算見込みによる不用額の減額となります。

まず、0103の役務費につきましては、金融機関等窓口での収納手数料の減額で56万円。委託料は、金融機関等窓口で収納した税金等の情報をデータとして報告してもらうためのデータ作成料、こちらが29万円の減額。次の事業の役務費、こちらは、本税納付後に確定した督促延滞金分の納付書の郵送料、これが130万円の減額となっており、これらにつきましては、今年度より金融機関での収納の取扱い方法が変更になったため、今まで実績がなくて当初予算の見込みと差が生じてしまったものとなります。

続きまして、0105口座振替を管理する。こちらの役務費になりますが、こちらは口座振替データ伝送システムの利用手数料になりますが、予算作成のときには開始時期が決まっておらず、金融機関2項分で1年間分を予算化しておりました。実際の開始日が令和6年1月からになりまして、1項分は今年度は免除、もう1項分は3か月で済みましたので、不用額を減額したものとなります。

以上となります。

○柳井委員長 次に、総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 総合窓口課の橋本です。よろしくお願いたします。

総合窓口課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

まず、歳出予算になります。

予算書の18、19ページを御覧ください。

款2、項3、目1、事業名が0103戸籍や戸籍附票を編成し原本管理する。こちら報酬の18万円の増となっておりますが、決算見込みによりまして不足する見込みとなりましたため増額いたします。

続きまして、その下の0105戸籍証明や住民票を交付する。こちらの報酬の20万円ですが、こちら決算見込みにより不足する見込みとなったことにより増額となっております。

続きまして、その下の委託料、総合案内支援の76万8,000円の減ですが、こちら、今、総合案内の受付のところを派遣職員で対応しているんですが、そちら派遣契約につきまして契約差金が生じたので、そちらを減額するものとなっております。

続きまして、0106個人番号カードを運用する。こちらの職員手当の176万円の減ですけれども、こちらは、会計年度任用職員の時間外手当決算見込みによる減額となっております。

続きまして、ページをめくっていただいて20、21ページになります。

一番上のところになりますが、委託料です。マイナンバー対応窓口支援、こちらの292万円の減ですけれども、マイナポイントの申請支援のために派遣職員により対応してまいりましたが、こちら事業が終わりまして契約額確定により生じた不用額の減額となっております。

続きまして、ページ戻りまして歳入予算になります。

10ページ、11ページを御覧ください。

款15、項2、目1、こちらの個人番号カード交付事務費補助金10分の10、こちらの59万円ですが、個人番号カードを運用する事業につきまして、補助対象の事業費が確定しましたことによりまして不足する補助金額を増額するものとなっております。

説明は以上でございます。

○柳井委員長 次は、地域安全課長。

○風間地域安全課長 地域安全課、風間と申します。よろしく申し上げます。

地域安全課所管の補正予算を御説明いたします。

歳出予算となります。

予算書の18ページ、19ページを御覧ください。

款2、項1、目8、0102交通安全団体と協力し交通安全活動を実施する。こちら報償費42万円を減額するものですが、交通安全推進の報酬費の支払いの決算見込みによる不用額を減額するものでございます。

0105交通安全教育を実施する。こちら職員手当等64万円の減額なんです、交通安全協会の決算見込みによる不用額の減額となります。

続きまして、0108幼児2人同乗用自転車の購入を助成する。これは、幼児2人同乗用自転車の購入に対する補助金なんです、こちらについても決算見込みによる不用額の減額となります。

続きまして、目18、0107防犯灯を維持管理する。こちら需用費なんです、防犯灯の電気代です。当初見込みより電気代が安かったことによる1,200万円の不用額が出ましたので、それを減額するものでございます。

続きまして、0108防犯灯を新設する。こちらについては、工事の差金を減額するものでございます。

地域安全課は以上でございます。

○柳井委員長 それでは、防災課長、お願いします。

○菊地防災課長 防災課、菊地です。よろしく申し上げます。

防災課所管の事業補正予算について御説明いたします。

資料の32、33ページを御覧ください。

歳出予算になります。

款9、項1、目2、0102消防団を運営する。こちら420万円の減額になっております。主な内容としましては、消防団員の確定、事業の確定、あと健康診断者の受診者数の確定などによるものが理由となります。

続きまして、同じく款9、項1、目3、0103消防車を管理する。こちらにつきましては、消防自動車の任意保険の入札差金による不用額になります。

続きまして、款9、項1、目4、0102災害に備える施設設備を維持管理する。こちらにつ

きましては、防災無線の電気料の確定による不用額と防災アプリ使用料、稼働が8月からでしたので、4月から7月までの4か月分の使用料の減額となります。

以上となります。

○柳井委員長 それでは、これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 じゃあ3点質問いたします。

1つには、公共施設等総合管理契約、19ページの0112、これを改訂するというので、入札差金ということは分かるんですけども、たしかこれは平成29年に策定をされているんですけども、今回は改訂ということの差金なんですけれども、いつ改訂されるのか、その辺を伺いたいと思います。

それと同じページ、18ページ、19ページ、交通安全対策費で幼児2人用自転車購入、利用の実績から減額ということなんですけど、幼児2人用の自転車はどのような利用実態、その辺を伺いたいと思います。

それと、先ほどの説明で財政調整基金のところなんです。区別の変更により60万4,000円の増と、それから減ということが出ているんですけど、この区別の変更というのは何なのか、その辺を伺いたいと思います。

○柳井委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 政策企画課より公共施設等総合管理計画の改訂の件についてお答えをいたします。

改訂作業につきましては本年度内で実施しておりまして、今月中に改訂版の計画を公表させていただき予定となっております。

以上です。

○柳井委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 地域安全課です。

幼児2人同乗用自転車の利用実態ということですが、こちらは小学生に入るまで、未就学児です。こちらを2人乗り用自転車にするときには規定に沿った自転車に乗らなければいけないので、それに対する補助金となります。

以上です。

○柳井委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 財政課、糸賀です。よろしくお願いします。

基金の御質問ですけれども、財政調整基金、また公共施設等総合管理基金、いずれもその積立基金残高を、全部じゃないですが、一部の預金の方法、そちらを満期特約型仕組預金、いわゆるマルチコーラブル預金に変更しまして、財政調整基金ですと3億円、公共施設等総合管理基金ですと2億円をそちらの預金形態にしております。こちらは、満期時期を銀行側に決める権利を与える代わりに通常よりも高い金利を受け取ることができる仕組みでございまして、基金のより有利な方法でより安全なという形から、今回その5億円分だけをそちらの預金の形態に変えたとい

うことでございます。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうしますと、公共施設の管理経営計画なんですけれども、今年度、公表されるということなんです、どういう形で公表されるのか教えてください。

それから、幼児2人用については、未就学児、小学生か、未就学児だったら小学生は入らないと思うんですけれども、どのくらいの利用実績があったのか。そして補助金の上限が幾らなのか。その辺を教えてください。

それと、先ほどの3億円、2億円ということなんです、利率というのは公表していただけるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○柳井委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 1つ目の公共施設等総合管理計画の公表につきまして、公表方法につきましては、現在も現行の計画をホームページで公表してございます。まずはホームページでの改訂版の公表を予定しております。

以上です。

○柳井委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 幼児2人乗り用自転車の実績なんです、今年は今のところ4件です。去年が5件で令和3年は13件ありました。補助金なんです、購入費の2分の1を補助しています。上限が4万円となっております。

以上です。

○柳井委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 5年満期のもので、利率につきましては0.3%となります。

以上でございます。

○柳井委員長 それでは、杉森委員。

○杉森委員 よろしく申し上げます。

ページ16、17の款2、項1、目1の一般管理費の0114の職員を任用するんですけれども、本年度のこの職員任用計画といいますか、その目標と結果はどうだったのかと。3回やっているということなんですけれども、その状況をお示しいただきたいということ。

それと、ページ42のところ職員数の規定のところ、括弧内は再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員であり外書きであるとなっているんですが、一般質問に対する答弁では、常勤職員数の中に再任用職員が含まれているんですけれども、短時間だからこれは別という形にしているのか、どういう意味なのかというのがよく分からなかったので質問をいたします。

それと、先ほどのページ16から17のところ目6の財産管理費のところの0102の庁舎を維持管理するんですけれども、特に本庁舎の耐用年数というのをどう考えているのかということと、庁舎の建て替えというものについては、どのような段取りで計画を立てていくのか。そういう検討がされているのかどうかということをお聞きします。

それと、あと先ほどの説明のところがありましたことに関して質問をさせていただきますけれども、ページ17の款2、項1、目1、0119の人事交流のところ、対象がなかったために行われなかったというんですけれども、対象がなかったというのは、こちらの送る人がいなかったということなのか、それとも県の側が受け入れるところがないということで対象がなかったということなのか、どういう意味合いなのかということを知りたいと思います。

○柳井委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 人事課、本多です。

まず1点目、本年度の職員採用の状況というところなんですけれども、現在2回まで終わっておりまして、33名の職員の内定を出しております。現在、3回目の試験を進めているところでございます。

2点目の予算書42ページ、43ページ、予算書の様式の人数に関して、こちらの様式にしましては、総務省の省令等の指針に基づいた様式となっておりますのでこのような書き方になっております。

3点目の人事交流の点です。こちらは、毎年度、県から人事交流等の必要なものがあるかどうかの通知がございまして、向こうの要求する人材とこちらの出した人材とが合致すれば送ることが可能なんですけれども、今年度に関しましてはそれがなかった、こちらも出す人材がいなかったということで減額をするものでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 それでは、管財課長。

○小林管財課長 管財課、小林です。

ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、庁舎の耐用年数、いわゆる法定の耐用年数という意味合いかと思われませんが、実際、牛久市で定めた公共施設総合管理計画でも60年をめぐりに更新ということを計画でうたっておりますので、庁舎もその計画にのっとった方向性で進めようと思っております。

今、2点目の質問に関連するようなお答えの仕方になってはいますが、実際、建て替えの議論というのは、明確なものはございません。今年度施行して年度内に終わる庁舎の劣化度診断調査の結果を踏まえまして、こちらの議論を具体的に進めてまいりたいと思っております。

3点目の内容にも触れた形にはなりますが、具体的な検討というのは今現在ないというお答えになります。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 最初の職員任用の問題については、目標というのはあったのかということ、あったとしたら何人を目標にしていたのかということ。

それと、あと庁舎の問題については、たしかこれは、この本庁舎のあれは50年目ですよ。だからあと10年という、それでいくとなるのか。そういうあれで検討はまだされていないとい

うことですが、そう余裕はないのかと思うんですが、その点はどのように今後しようとしているのかというところ。

それと、あと県との人事交流については、先ほどのあれだと向こうもなかったしこちらもなかったということなんですが、同時にないということよりも向こうがなかったということが主なあれだったのかどうなのか、その辺がよく分からなかったので再質問いたします。

○柳井委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 目標人数に関しましては、年度途中で実際に予期せぬ退職等が起きておりまして、そこの関連で人数の調整をしております。具体的な人数というところでは、今すぐ数字を申し上げられませんが、数字が変わってきておりますので、その退職者なんかを見ながら2回目、3回目で数字を変えて職員を雇っていく形になります。

あと、県の派遣、人事交流の関係ですが、これは毎年度、県から職員の研修生であったり派遣、対等交流であったりという、そういう人材はいませんかということで来ております。それに対してこちらがそれにどう答えるかという形で、あとは向こうの派遣先で、例えば具体的なこの課でこういう人を欲しい、出したいというところが合致すれば送ることは可能なんですけど、今年度はなかった。ましてや今、市役所内、人材等、職員も少のうございますから、まずは足元を固めてというところで外に出すということの判断がなかったという事情でございます。

○柳井委員長 管財課長。

○小林管財課長 委員の再度の御質問にお答えいたします。

庁舎は、委員のおっしゃるとおりに昭和49年、1974年に建築されているので、50年になります。先ほど申したとおりに、60年というところをめどに、確かにあと10年とかなり迫った時期ではございますので、具体的な動き、先ほどの答弁とも重なるところではございますが、劣化度診断調査の結果を踏まえまして庁内での検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 よろしいですか。ほかにありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 ないようですので、以上で市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は13時5分いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時40分休憩

午後 1時05分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の補正予算に関わる案件について審査を行います。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

- 議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第22号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案第19号について提案者の説明を求めます。保健福祉部長。

○**渡辺保健福祉部長** 保健福祉部、渡辺です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議案第19号につきましては、全課にまたがっておりますので、順次説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○**柳井委員長** 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○**宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長** 高齢福祉課、宮本です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち高齢福祉課所管分につきまして御説明申し上げます。

歳出のみとなりまして、20ページ及び21ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目3介護保険費の介護保険事業特別会計繰出金の551万5,000円につきましては、議案第21号として上程しております介護保険事業特別会計補正予算（第3号）におきまして、人件費等の総務費を減額したり各種給付費を増額したりすることに伴いまして補正するものでございまして、そのほか不用額の減額となっております。

以上でございます。

○**柳井委員長** それでは、保健福祉部次長兼医療年金課長、お願いします。

○**石野保健福祉部次長兼医療年金課長** 医療年金課、石野です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち医療年金課所管分について御説明いたします。

まず、歳入は、一般会計補正予算書の10、11ページを御覧ください。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の囲みの中にございます国民健康保険基盤安定負担金（2分の1）の294万5,000円。その1つ下、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金（2分の1）のマイナス73万9,000円。さらに1つ下、国民健康保険産前産後保険料負担金（2分の1）の1万8,000円につきましては、この後説明いたします国民健康保険特別会計における事業費の決算見込みに伴う補正となります。

また、歳入の次のページ、12、13ページの中に款16で県支出金がございますが、こちらにも、負担率は違いますが、先ほど申し上げました負担金と同名の県負担金がそれぞれございます。こちらも同様になります。

歳入の最後は、14、15ページを御覧ください。

款 2 1 諸収入、項 4 受託事業収入、目 2 衛生費受託事業収入の健康診査委託金の 1, 7 7 2 万 1, 0 0 0 円は、これまで後期高齢特別会計で歳入しておりました後期高齢者広域連合から頂く健診委託料、こちらを消費税対策といたしまして一般会計にて歳入するように予算を組み替えたものになります。

続きまして、歳出です。

補正予算書 2 0、2 1 ページを御覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 2 国民健康保険事業費の 0 1 0 1 国民健康保険事業特別会計繰出金の 4 2 7 万 9, 0 0 0 円につきましては、この後説明いたします国民健康保険特別会計における補正に伴う一般会計から特別会計への繰出金の増額計上です。

また、その 1 つ下の事業、0 1 0 1 後期高齢者医療事業特別会計繰出金の 1, 3 4 9 万 3, 0 0 0 円につきましては、こちらと同様、この後説明いたします後期高齢者医療事業特別会計における補正に伴う一般会計から特別会計への繰出金の増額計上となります。

また、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 5 医療福祉費の 0 1 0 2 医療福祉費支給制度（県と共同）により医療費を助成する。こちらの 1, 1 7 5 万円と、その 1 つ下の事業、0 1 0 3 医療福祉費支給制度（市単独）により医療費を助成するの 4 3 0 万円につきましては、療養給付費扶助費の実績から算定いたしました決算見込みに基づく不足分の増額計上となります。

説明は以上です。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課、石塚です。よろしく申し上げます。

一般会計補正予算（第 9 号）のうち社会福祉課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

資料 2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。

款 3、項 1、目 4 の 0 1 0 4 特別障害者手当等を給付するにつきましては、支給対象者数が見込みより下回ったため、扶助費 3 0 0 万円の減額補正の計上でございます。

この下になります。0 1 1 6 障害者相談支援事業等に係る消費税額未払金を精算するにつきましては、補償金 2, 3 6 0 万円の補正計上でございます。こちらの内容につきましては、2 月 1 日にプレスリリースをさせていただいた内容となります。内容は、障害者相談支援事業や生活困窮者相談支援事業における消費税の取扱いについて、本来、課税対象の事業であるにもかかわらず非課税の取扱いをしている多くの自治体が全国的に存在することが昨年確認されました。これは、障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱いがこれまで国から明確に周知されていなかったことが要因の一つにあることを受けまして、国が昨年 1 0 月に障害者相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業について、事業名を具体的に列挙の上、消費税の課税対象事業であることが明示された通知を全国自治体宛てに発出しました。この通知を受けまして、本市において事実確認を行ったところ、市社会福祉協議会へ委託している障害者相談支援事業、こちらは平成 2 6 年度から委託をしております。それから生活困窮者自立相談支援事業、こちらは平成 2 7 年度から委託をしております。こちらの事業を委託する際に、その消費税を社会福祉事業に該当すると市

及び社会福祉協議会も認識し、事業委託時より非課税として取扱いをしてきたことが判明しました。この対応としまして、修正申告が可能な過去5年間分、平成30年度から令和4年度、こちらの消費税相当額及び延滞税額相当額、合計2,360万円を補償金として補正計上し、議決をいただいた後に納税義務がある市社会福祉協議会へ支払い、修正申告と納税をお願いするものでございます。

この下になります。款3、項1、目9の0104市役所に手話通訳者を配置するにつきましては、昨年度3名の通訳者が交代で社会福祉課窓口にも月曜から金曜まで通訳者を配置しておりました。年度末で1名が退職し、今年度、新規募集で1名の手話通訳者を採用しましたが、3名の通訳者の勤務条件の折り合いから月曜から金曜までの配置ができず、現在は月曜日、水曜日、金曜日の週3日の配置になっております。配置日数の減による報酬100万円の減額補正でございます。

次に、22、23ページを御覧ください。

上段になります。款3、項1、目16の0101総合福祉センター施設を維持管理するにつきましては、需用費600万円の減額補正の計上でございます。

続きまして、中段になります。款3、項2、目2の0101在宅障害児福祉手当を給付するにつきましては、支給対象者数が見込みより下回ったため、扶助費50万円の減額補正の計上でございます。

続きまして、一番下の下段になります。款3、項3、目1の0102生活保護の相談と認定をするにつきましては、役務費116万6,000円の減額補正の計上でございます。

次に、歳入ですが、10ページ、11ページを御覧ください。

特別障害者手当等を給付するの減額補正に伴いまして、款15、項1、目1の特別障害者手当等給付費負担金250万円の減額補正の計上でございます。

以上でございます。

○柳井委員長　こども家庭課長。

○長江こども家庭課長　こども家庭課の長江です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうちこども家庭課所管分について御説明いたします。

予算書22、23ページを御覧ください。

上から2番目の枠になります。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の0102家庭児童相談を実施する事業につきましては、会計年度任用職員の報酬が見込みを下回ったため162万4,000円を減額補正いたします。

次の0105児童扶養手当を支給する事業の会計年度任用職員の報酬73万円と扶助費1,978万円につきましても、見込みを下回ったための減額補正です。

次の0113子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援するにつきましては、契約金額確定に伴い委託料93万円を減額補正いたします。

次の0114独り親家庭に高等職業訓練促進給付金等を支給するにつきましては、受給者数が見込みを下回ったため147万1,000円を減額補正いたします。

次に、その下の目2児童措置費、0102児童手当を支給するの8,000万円及び、その下、0104低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯分）を支給するの扶助費1,130万円。0105、同じく給付金のその他世帯分935万円につきましても、対象者数が見込みを下回ったための減額補正です。

歳入につきましては、扶助費の減額に伴いまして国庫負担金、国庫補助金、県負担金を減額補正しております。

以上です。

○柳井委員長 保育課長。

○糸賀保育課長 保育課、糸賀です。よろしくお願いいたします。

保育課所管の補正予算について御説明いたします。

歳出予算になります。

予算書の22、23ページの下段を御覧ください。

款3、項2、目3、0103公立保育園の運営に必要な人材を配置するにつきましては、会計年度任用職員の保育士等の欠員及び年度途中の調理員の退職に伴い、報酬、職員手当、共済費、合わせて3,612万4,000円を減額計上しております。

その下になります。0104公立保育園で給食を提供するにつきましては、需用費250万円の減額となります。こちらは、給食賄材料費の決算見込みに伴う不用額の減額計上となっております。

その下になります。0108保育園に通う児童の保護者の負担軽減を図るにつきましては、多子世帯利用者負担額軽減事業費補助金の決算見込みに伴う不用額の減額計上となります。

なお、歳出予算の減額に伴いまして、県補助金の歳入予算につきましても減額計上をしております。

その下になります。0109幼児教育・保育を無償化するにつきましては、児童福祉扶助費の決算見込みに伴う不用額の減額計上となります。こちらの扶助費の減額に伴いまして、国庫負担金、県負担金の歳入予算につきましても減額計上をしております。

次に、36、37ページの上段を御覧ください。

款10、項4、目1、0105民間幼稚園に通う児童の保護者の負担を軽減するにつきましては、児童福祉扶助費の決算見込みに伴う不用額の減額計上となります。

なお、扶助費の減額に伴いまして、国庫負担金、県負担金の歳入予算につきましても減額計上をしております。

以上になります。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課、野口です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算、健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

初めに歳出です。

24、25ページ、1段目の枠を御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、0102保健センターを維持管理する、需用費556万8,000円の減額です。こちらは、保健センター電気料予算の減額です。これも家庭課の設置により昨年度の1.3倍に見積もっておりましたが、実際には、LEDの設置により令和4年度と同様程度で収まったことに加え、最大使用量値が抑えられたことにより基本料金が昨年の実績から大幅減額となり、支出が抑えられた結果によるものです。

次に、その下の0103保健センター利用者によりよい保健サービスを提供する、報酬210万円、職員手当等200万円の減額です。これは、新型コロナワクチンチームの時間外手当が当初の見込みより少なかったためです。

また、0117予防接種健康被害救済制度による給付を実施するにつきましては、扶助費85万1,000円の増額補正となります。これは、新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度認定者の治療が継続しており、追加の申請が上がってきたことによる補正です。

続きまして、その下の枠、款4、項1、目2予防費、0103胸部、胃、大腸、前立腺の検診を実施する、委託料1,000万円の減額。その下、0104乳がん、子宮がん検診を実施する、委託料511万円の減額です。これは、主に胸部、胃がん、乳がんの医療機関検診の受診者が当初の見込みより少なかったことによるものです。

次に、その下の0107感染症対策を実施する、需用費49万円の減額です。これは、感染症対策物品の消費量が減少し、購入量が抑えられたためです。

0108予防接種を実施する、委託料、負担金補助合わせて2,840万円の減額です。こちらは出生数減少によるものと、負担金補助に関しましては、市外接種の減少により償還払い対応が減少したことによるものです。

続いて、0109大人の風疹抗体検査と予防接種を実施する、委託料220万円の減額です。こちらは、被接種者数が見込みより少なかったことによるものです。

次に、0110新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する。1から8までの報酬及び手当等、計344万5,000円の増額です。これは、新型コロナワクチン接種業務に関わる事務職員1名、看護師1名の計2名の令和5年度残務処理に係る人件費です。令和5年度末までの事業であるため、国の補助金の関係から令和6年度に支払いが発生する費用を5年度予算として補正し、令和6年度に繰り越します。

また、11役務費350万円については、審査支払手数料の減、委託料7,213万3,000円につきましては、接種体制整備に係る費用の減、補助金700万円の減額に関しましては、補助対象接種数の減によるものです。

続きまして、26、27ページ、一番上。

款4、項2、目3母子衛生費、0102妊産婦と乳児に医療機関健診を実施する、委託料330万6,000円の減額です。こちらは、妊娠届出数が減少傾向にあることにより妊婦健康診査の受診者数が見込みより少なかったことによるものとなります。

次に、その下の0103乳幼児集団健診を実施する、委託料56万4,000円の減額です。これは、5歳児の視覚検査において県メディカルセンターへの委託が令和4年度末で終了したこ

とによる減となります。

その下、0106不妊症及び不育症の治療を助成する、補助金135万円の減額です。これは、令和4年4月から不妊治療が保険適用となり、補助金の対象者が限定されたことによる減です。

0108未熟児養育医療を給付する。申請者が少なかったため、扶助費200万円の減額です。

次に、歳入につきましては、10、11ページ、3段目、国庫負担金から12、13ページ3段目の県補助金に至るまで、各事業の減額及び増額補正に基づき、国・県の補助割合に応じた金額の変更による補正となります。

説明は以上です。

○柳井委員長 それでは、これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。それでは、杉森委員、お願いします。

○杉森委員 1つだけお願いします。

ページ23、24の款3、項3、節1の0102の生活保護の相談と認定をするのところですが、受給者が働くと収入に応じて給付金が削減されると聞いているわけですが、受給者の労働意欲をどう高めるのかというのは、今、国レベルでも大きな問題になっていますが、牛久の場合どういう状況なのか、また、それが高まる方向へ進んでいるのか、なかなかそこが難しいのか、その辺の状況を少しお示しいただきたいと思います。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 生活保護受給世帯の就労に向けての取組というものの一つとして、現在、社会福祉協議会に生活困窮者の自立相談支援事業というものを委託しております。その中のメニューの一つとして、就労準備に係る支援と就労に向けた相談という支援を行っております。うちの社会福祉課の会計年度職員にも週に3日、就労支援員という形で職員を配置しております。就労に向けて意欲がある方、あるいは就労に向けて準備が必要な方というものをその会計年度職員を通して社会福祉協議会につないだり、逆に向こうからこちらにつないでもらったりして、就労に向けて支援をしていくという取組を行っております。数字的に、今、手元にはないんですが、かなり就労意欲がある方については、引き続きその事業になるべく来ていただいているという状況が続いていると思います。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 傾向としてなかなか難しいという状況なのか。そういう就労意欲を高めて就労率を上げるといのがなかなか難しい状況なのか、それとも一定程度そういうふうに進んでいるという状況なのか、その辺はどうでしょうか。

○柳井委員長 それでは、社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 状況につきましては、非常に難しいと思っております。やはりいろんな様々な事情で就労ができず生活困窮者に至ってくるということなんですが、やはり一度就職をして、精神面を壊して働けなくなって生活保護を受けている方がかなりいまして、就労に対しての意欲というものを引き出していくのが非常に難しいことと、一回就労までいっても長続きしない

というのが現実にあります。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありますか。遠藤委員。

○遠藤委員 1つは、14、15ページの諸収入の受託事業収入、先ほどの説明だと後期高齢、広域連合のほうだということなんです、これは消費税の関係でこういう扱いになったのか、その辺の説明をお願いします。

それと、20、21ページの0104市役所に手話通訳者、今まで3名だったのが1人お辞めになって、また1人採用ですか、そのあれなんです、今度は3日ということなんです、これで役所では対応を今後も取れていくのかどうか。

それと、22、23ページで0114の独り親家庭の高等職業訓練、これは147万1,000円の減なんですけれども、見込み数が減ということなんですけれども、独り親ということで、あと資格を取るための支給だと理解しているんですけれども、対象者が減ったということなんです、どういう形で皆さんに周知、それをしながらこの給付金の事業をされているのかどうか。それから、どういう資格のところこの給付金を支給するのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 諸収入の広域連合からの委託金なんですけれども、こちら先ほど社会福祉課の説明もありましたけれども、広域連合から健康診査を市でやった事業に対してお金を委託料という形で頂いているんですが、この委託料を一般会計ではなく特別会計で収納していて、なおかつ1,000万円を超える自治体は、それは消費税の課税対象になるということを昨年言われまして、それまで広域連合、この制度発足当時から歳入をどこの会計に入れるのも市町村の自由だとなっていたんですが、たまたま牛久は広域連合の委託金を広域高齢者の特別会計で収納していたと。それがあったために、1,000万円を超えた令和元年度、2年度、3年度が消費税を納めなくてはいけない課税対象だということが判明いたしました。これにつきまして、プレス発表等を2月の頭にさせていただきまして、今月中に未申告分を支払う。幸いにして総額で3,600円の納税で済むんですけれども、なりましたが、これを一般会計で収納している他自治体は課税対象にはならないということで、牛久市においても今年度の収入から予算を組み替えて、特別会計で収納せず一般会計で収納してしまおうと。一般会計で収納したそのお金は、一般会計から特別会計に繰出金という形で出すんですが、このトンネルをやることによって消費税の課税対象から外れるということで、そちらの組替えをしたものでございます。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 手話通訳者の設置についてですが、現在3名で月曜、水曜、金曜日と設置を行っているわけですが、行く行くはまた月曜日から金曜日まで設置したいと考えております。ただ、この近隣もそうなんです、手話通訳ができる方がどこの市町村も不足しているという実情がありまして、市としては、毎年、手話講習会というものを開催して、そういう中でできるだけ手話に興味を持っていただいて、行く行くは通訳士、通訳者まで行ける後継者育成ではないん

ですが、そういった形で考えております。

以上です。

○柳井委員長 ほか。まだ残っていますね。こども家庭課長。

○長江こども家庭課長 高等職業訓練の事業ですけれども、資格としましては、独り親の方が就職で有利な国家資格等の資格を取るときの給付金の制度となっております。現在は、受給されているのが6名なんですけれども、看護師、美容師、製菓衛生師の資格を取得するための学校に通うなどして勉強されている方です。周知につきましては、独り親制度の離婚届を出されて、その際に独り親の方が受けられる制度を御案内させていただいているんですけれども、そのときにこちらの制度についても、独り親の方が御利用いただける制度について独り親ポケットガイドというものを作成しておりますので、そういった媒体を利用しながらこういった制度がありますということをお知らせするほか、ホームページや広報紙等でお知らせをしております。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 後期高齢の健康診査については分かりました。

急に国からそういう消費税の対象ということで、担当課では、先ほどの障害者の相談支援事業等についても大変な混乱があったのではないかと推察をするものですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、手話通訳者なんですけれども、現在3人、今までも3人でやっていたんですけれども、かなりいろいろと配置をお願いする手話通訳、会議等で要請があるのではないかなと思ひますが、現在のこの3人で対応を取れている内容、どういうところに主に派遣をされているのかなど、その辺を伺いたいと思ひます。

それから、独り親の家庭の給付金なんですけど、これはたしか金額がそれぞれあったと思ひますが、その確認をしたいと思ひます。6人の方ということで、国家資格を取るとことでの支給ということなんですけど、年数とかというのは限定があったのかなど、その辺も確認したいと思ひます。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 手話通訳者の活動という業務の内容ですが、社会福祉課の窓口を設置しておりますので、社会福祉課に各種の申請の申請や相談に来られる聴覚障害の方の間に入って職員とその通訳をしているという業務内容となっております。なので社会福祉課からどこか別の外に派遣するというわけではなくて、窓口でその申請のお手伝いをするという役割となっております。

以上です。

○柳井委員長 こども家庭課長。

○長江こども家庭課長 高等職業訓練促進給付金の金額ですけれども、市町村民税非課税世帯につきましては月10万円、課税世帯につきましては月7万500円になります。就業期間の最終年、こちらにつきましては、それぞれ4万円ずつプラスして支給するという形になりますので、非課税世帯が14万円、課税世帯が11万500円になります。高等職業訓練、こちらの制度を

御利用してカリキュラムを修業された方につきましては、条件に該当しましたら修了支援給付金というものを支給しております。こちらは非課税世帯の方が5万円、課税世帯の方が2万5,000円になります。支給期間につきましては、その資格を取るために必要な修業する期間となります。ただし、上限は4年という形になります。

○柳井委員長 終わりました。次のどなたかいらっしゃいますか。それでは、出澤委員。

○出澤委員 21ページの0116障害者相談支援事業等に係る消費税未払金を精算するについて何点か質問させていただきます。

令和5年10月に厚労省からの通知で発覚したという、新聞報道でもあったんですけども、今ほどの説明ですと、平成30年から令和4年分までの5年分について未払い分を精算するという理解なんですけれども、この令和5年分はどうなったのかというのがまず1点。

それと、これは、国においては、当該事業に係る課税の取扱いについての周知や対応が不十分だったと僕は思うんですけども、これは本市が負担する、消費税の本税は仕方ないにしても、延滞税とかというのは、例えば国に対して減免を求めるというお考えがあるのか。

それと、今回のように社会福祉事業に認定されていないために、今後、課税扱いになってしまう事業の心配はないのかということについてお伺いします。

○柳井委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 まず、1点目の令和5年度分の消費税はどうするのかというところなんです。令和5年度の消費税額につきましては、現在、市から社会福祉協議会に委託している事業の中で最後精算をしてもらうんですが、その精算の中で、途中、今、委託している中で人件費、職員が辞めてしまったりだとか、いろいろお金の動きの中で、最後、精算の中でその消費税相当額を賄えるであろうということを社会福祉協議会から確認しております。なので過去5年分は修正申告をしていただいて、令和5年度分は今年度の委託事業費の中で精算、支払っていただくという対応をしていきます。

それから延滞税についてなんです。こちら各新聞報道などを見ると、延滞税を国に求めていくとかいろんな動きがあるのは承知しております。ただ、牛久市としては、まず税務署に相談をして決められた延滞税を支払う。結局、納税義務者は市ではなくて市社会福祉協議会という事業者なので、そちらに私どもがその分をお支払いするという対応でしていくということで考えております。

それから、最後に今後の影響についてなんです。まず、社会福祉事業を、今回の2つの事業もそうですが、事業を委託する際には、税務署との協議というものは通常行っております。今回も行っていました。ただ、税務署でも課税、税務署に相談した際、これは非課税ですと言われていた経緯もありますし、それが税務署、それから自治体、いろんなところで正しい情報というのか、何が正しいのかというのが国から明記されていなかったというのが、一つこの混乱になった原因になると思います。なので、今後ももちろん新規事業を行う際は税務署との協議、あるいは国・県と、まずこの事業は非課税なのか課税なのかというのを確認しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 最後のお答えが再発防止にもつながるのかと理解しました。

以上です。ありがとうございます。

○柳井委員長 終わりました。次、どなたか。じゃあ遠藤委員。

○遠藤委員 いいですか。すみません。25ページの予防接種の健康被害、給付を実施するという事なんですけれども、先ほどの御説明だと新型コロナの接種による被害ということなんですけれども、前にはあったというのはあるんですけれども、この実情を伺いたいと思います。

それと、乳幼児の集団健診で視覚検診が令和5年度で終了という先ほどの御説明なんですけれども、5歳児の視覚検診、牛久でずっと続けていて子供たちの視覚の異常を早く発見できるということなんですけれども、この辺の終了というかその辺の内容、どうしてこういう対応をされているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○柳井委員長 それでは、健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 最初に健康被害のほうなんですけれども、これはコロナ以外でのという御質問でしょうか。コロナの状況で。そうですね。新型コロナの状況ですけれども、1件、今回補正で上げさせていただいた件ですけれども、今までに健康被害ということで受けた件数は9件ありまして、実際に診察中、申請はしているけれども国からまだ結果が来ていないというところが3件ありまして、今回の1件は、新たに1件来たケースなんですけれども、この方は、最初に病状で申請をして、それに関しては認められて1回お支払いはしているんですけれども、さらにまた違う症状が出たということで、また新たに申請をするという形で追加での申請になりまして、そちらで出したものが、決定が認めるということで戻ってきたということで、その分の補正を上げております。

5歳児の視覚検診につきましては、こちらは県のメディカルセンターに委託して行っていたんですけれども、そちらが、事情は分からないんですが終了するという形で、うちとしてもこれは必要な検査であるということで、独自に牛久市として5歳児視覚検診を令和5年度から実施しております。これに関しては、今のところ継続してずっと実施する予定であります。

○柳井委員長 保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 すみません。視覚検診の追加になります。

5歳児で行っていた視覚検診は、今言いました県メディカルセンターからバスで来て、バスでの検診という形を取っていたんですが、それについてはメディカルセンターの事業中止ということで、個別にやってもらえないかというところも再三お願いはしたんですけれども認められず、ほかのところにもなかなか同じような検診をやるようなところも見つけれずということで中止となってしまったところなんですけれども、一方で、3歳児における視覚検査というもので、スポットビジョンという新しい機械を入れさせていただきまして始まったところなんですけれども、当初の目的で言いますと3歳でスポットビジョンでやり、5歳のときにまた再確認をし、スポットビジョンで3歳のときにやる視覚検査というのがどのぐらい効果があるのか、その効果判定ま

で行うということでお約束させていただいていたところを、このような形で3歳の検診のみで終わってしまうということは本当に申し訳ないとは思っているところなんです、全国的に早く視覚の検査とかはしたほうが良いということで、全国的にも3歳児健診における視覚検査が進んでいるところで、そういったスポットビジョンを用いた検査もある程度の有効性があるということですので、このまま3歳児においては続けていきたいと思っております。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません。そうしますと、予防接種の健康被害は今までで9件あったということで、この3件については申請中ということなんですか。その方の1件は申請が認められ、さらに違う症状が出たために今回の申請が決定をされたと理解していいのでしょうか。こういうふうに数字が出てきて初めて新型コロナの接種によるそういう健康被害があったということを知ることになるんですが、この辺の対応というんですか、その辺は多分、接種のときにいろいろと注意事項等にもありますから対応されていたんだと思うんですけども、こういう状況が今後も多分、予防接種についてはあり得るということなんですか、市としてこういうことで注意をしていかなきゃならないということはどういうことがあるのか、その辺を教えてください。

それと、乳幼児の5歳の視覚検診が県のメディカルセンターで終了ということでこういう形になったということなんです、先ほど部長から3歳児でこういう検査を継続するのということなんです、3歳と5歳では健診する内容が違うんじゃないか。3歳で分かる部分と、それから5歳になってから分かる部分、その部分がちょっと違うんじゃないかと個人的に考えるものなんですけれども、市としては、この5歳の視覚の検診については継続を今後していかないという判断をされたのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 最初の健康被害ですけれども、まだ国から結果が出ていない3名の中にこの方は入っておりません、そのほかに3名いらっしゃるということで、この方は新たに1回申請をして認められて、また別のほうで認められたということで、その残りの3名には入っておりません。

それで、今後、ワクチン接種の健康被害で注意していかないといけないこと、予防接種をしたことによってその症状が出たかどうかという判断は、もちろん私たちはできませんし、一応症状が出て、かかっているかかりつけ医の医師もその判断というのはできないと。ただそういう症状があるということで通院をしているという事実で書類を書いて、国に提出して、それが予防接種によるものなのかどうかという判断は国におけるものですので、注意していかなければいけないことというのはちょっと難しいんですが、ただ、それは、市としては、粛々とそれを申請するといいますか、それは違うんじゃないかと、その症状は違うんじゃないかと、そういう判断は一切しないで粛々とその申請のお手伝いをするということになるかと思えます。

先ほどの視覚検査の件ですけれども、おっしゃるとおり3歳と5歳では、本人の理解とかそういうことを考えると、なかなか3歳では難しいのかということもあるとお考えになるのはおっしゃるとおりかと思うんですが、一応今の現時点では、3歳はずっと続けていくということで、

5歳児に関しては、令和7年度までは実施するというので今は決めております。令和7年度の時点で最終的に続けていくかどうかという判断をすると今のところはなっております。

以上です。

○柳井委員長 よろしいですか。以上、終わりました。出澤委員。

○出澤委員 すみません。延滞金とかの国に求めるというお考えがないかというお話をしましたが、納税義務者は事業者ということはよくよく承知しているんですけども、やはり貴重な市税が投入されるので、そこは折衝する。これは御答弁要りませんので、要望として執行部の方でこれはよく相談していただきたいと思っておりますのでお願いします。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 それでは、以上で議案第19号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第20号令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第20号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課、石野です。改めましてよろしくお願いたします。

議案第20号牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,616万9,000円を減額し、補正後の予算を77億36万6,000円とするものでございます。

まず、歳入は、6、7ページを御覧ください。

款1、項1の国民健康保険税は、今年度の収入実績に基づく決算見込みによりまして、目1の一般被保険者国民健康保険税は8,897万7,000円の減額計上、目2の退職被保険者等国民健康保険税は24万8,000円の減額計上となります。

また、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金の9万4,000円につきましては、今年度、補助金の確定に伴う増額計上となります。

また、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金（普通交付金）のマイナス2,215万円につきましては、歳出の療養費などの減額に伴う減額計上となります。

また、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の各項目の合計427万9,000円につきましては、それぞれ対象となります事業の確定や決算見込みに基づいた補正となります。

最後に、一番下になります。国民健康保険支払準備基金繰入金の8,083万3,000円につきましては、今回の補正で減額といたしました国保税収の減等に伴う歳入不足に対応するため、国保準備基金からの繰入金を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出は8ページ、9ページを御覧ください。

こちらのページには合計8つの事業が記載されておりますけれども、そのうち減額事業が5つ

ございます。この5つの減額事業につきましては、それぞれの事業の確定または決算見込みにより生じた不用額を減額しているものでございます。

また、残りの3つの増額事業のうち、一番上の四角囲みでございます事業0102診療報酬明細書を点検する事業の5万6,000円につきましては、実績から不足が見込まれます会計年度任用職員報酬の増額計上となります。

また、一番下の四角囲みでございます一般被保険者の保険税を還付する、こちらの260万円と、一番下にあります事業、一般被保険者還付加算金につきましては、実績から不足が見込まれます国民健康保険税の還付金と還付加算金の増額計上となります。

説明は以上です。

○柳井委員長 これより議案第20号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 それでは、以上で議案第20号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第21号令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第21号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 改めましてよろしくお願いたします。

議案第21号令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれ1億1,420万4,000円を増額して、総額をそれぞれ63億8,170万6,000円とするものでございます。

議案書のページ順とは異なりますが、先に歳出予算を、次に歳入予算を御説明申し上げます。

まず、歳出予算につきまして、8ページから11ページまでを御覧ください。

歳出ですが、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費などの給付費について、当初の見込みを上回って給付する必要が生じたため増額するものと、人件費などの総務費等について不用額を減額するものが主な内容となります。

次に、歳入につきまして、6ページ及び7ページを御覧ください。

歳入ですが、ただいま御説明申し上げました歳出の補正に伴いまして、保険料のほか、国・県支払基金が負担すべき割合に応じてそれぞれ増額するもののほか、同じく繰入金を増額するものとなります。

以上でございます。

○柳井委員長 これより議案第21号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で議案第21号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第22号令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題

といたします。

議案第22号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課、石野です。

議案第22号牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,498万2,000円を減額し、補正後の予算を24億5,463万3,000円とするものでございます。

順番が逆になりますが、こちらは歳出から御説明いたします。

予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

4つの四角囲みにそれぞれ一つずつ、計4つの事業がございますけれども、こちらは全て事業費の確定または決算見込みにより生じた不用額を減額補正、減額計上したのになります。

続きまして、歳入です。

6ページ、7ページを御覧ください。

款1及び項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療特別徴収保険料のマイナス5,000万円は、歳出にありました保険料納付金と同額の減額計上となります。

また、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の職員給与費等繰入金のマイナス80万円と医療共通経費市町村負担金繰入金のマイナス308万2,000円は、こちらもそれぞれ歳出の職員共済費及び共通経費負担金と同額の減額計上となります。

事務費繰入金の1,737万5,000円につきましては、一般会計の中で説明いたしました消費税対策として、広域連合からの委託料収入を特別会計で直接収入するのではなく一般会計に収納したことに伴いまして、一般会計から事務費繰出し、特別会計の側で言いますとこの事務費繰入れとして受けることにいたしましたので、それによりまして1,737万5,000円の増額計上となっております。

最後は、款5諸収入、項1委託金、目1広域連合会委託金の健康診査委託料のマイナス1,847万5,000円につきましては、こちらは一般会計で収納することといたしましたので、特別会計の歳入から全額減額するものでございます。

説明は以上です。

○柳井委員長 これより議案第22号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で保健福祉部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。よろしくお願ひします。

午後2時06分休憩

午後2時21分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境経済部、建設部所管の補正予算に関わる案件について審査を行います。

建設部長より欠席の申出がありましたので御報告いたします。

本委員会に付託されました環境経済部、建設部所管の案件は、

議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）

議案第23号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案第19号について、提案者の説明を求めます。環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 商工観光課、藤木です。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から一般会計補正予算のうち商工観光課所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

歳出になります。

28、29ページを御覧ください。

一番下の段になります。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の0108物価高騰に対する運送事業者等の運営を支援するにつきましては、決算見込みによりまして590万円を減額補正するものでございます。

その下、目3観光費の観光施設の美観を保つにつきましては、需用費が確定したことによりまして40万円を減額補正するものでございます。

以上になります。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課、飯島です。よろしくをお願いいたします。

一般会計補正予算（第9号）におけます環境政策課所管の補正内容について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページの下段を御覧ください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金におきまして、合併処理浄化槽設置事業に対する補助金である循環型社会形成推進交付金、浄化槽防災まちづくり事業分並びに通常分におきまして、今年度の合併処理浄化槽設置事業の補助金額が確定したことに伴い、防災まちづくり事業分で717万6,000円の減額、通常分で180万円の増額、合計で537万6,000円を減額するものです。

次のページ、12ページ、13ページの3段目を御覧ください。

款16 県支出金、項2 県補助金、目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金ですが、こちら
も今年度の合併処理浄化槽設置事業の補助金額が確定したことに伴い、防災まちづくり事業分
で431万8,000円の減額、通常分で180万円の増額、合わせて251万8,000円を減
額するものでございます。

次のページ、14ページ、15ページの4段目を御覧ください。

款21 諸収入、項5 雑入、目3 雑入、節1 雑入、細節雑入のうち雑草除去受託料につきまして
は、受託業務が完了しましたので受託料113万3,000円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、26ページ、27ページの上段を御覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 環境衛生費の0102 合併処理浄化槽の設置を助成する及
びその下の目6 雑草除去費の0101 空き地の雑草除去を指導するにおきまして、歳入と同様に
合併処理浄化槽の設置事業の補助金額の確定及び雑草除去業務委託の完了に伴ってそれぞれ92
0万円、100万円を減額するものでございます。

その上に戻りまして、目4 環境衛生費の0103 飼い犬を登録し狂犬病予防するにおきまして、
犬猫の避妊去勢手術費補助金33万円の増額ですが、今年度、野良猫など飼い主のいない猫の繁
殖を防ぐための不妊去勢手術の件数が見込みよりも多くなったことに伴いましての増額補正とな
ります。

その下、0105 うしくあみ斎場を運営するにつきましては、斎場運営費の牛久市分の負担金
の額を見込みより多く見積もってしまったため、124万7,000円を減額するものでござい
ます。

最後に、26ページ、27ページの下段から次の28ページ、29ページの上段にかけてを御
覧ください。

項3 上水道費、目1 上水道費、0101 県南水道企業団の児童手当を負担するにつきましては、
県南水道企業団職員に対する児童手当について、構成市町で給水人口割合により案分した牛久市
負担分が確定したことにより、負担金2万8,000円を増額するものでございます。

補正内容は以上になります。

○柳井委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 廃棄物対策課の岩瀬です。よろしくお願いたします。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）廃棄物対策課の補正予算について
御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

下から2つ目になるんですけれども、款21 諸収入、項5 雑入、目3 雑入、節1 雑入、このう
ち回収資源売捌料及び有償入札拠出金になります。こちらは、クリーンセンターに持ち込まれた
資源物の売りさばき取引単価が高値となったことによりまして、回収資源売捌料として787万
9,000円、有償入札拠出金として126万3,000円をそれぞれ増額するものになります。

続きまして、歳出になります。

補正予算書26ページ、27ページを御覧ください。

こちらも下から2つ目になります。款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費、0101一般廃棄物を収集する。こちらの事業は、ごみの収集量の減及び指定ごみ袋の作成における契約差金によりまして680万3,000円を減額するものになります。

続きまして、その下段になります。0102清掃工場を維持管理する。クリーンセンター会計年度任用職員作業員1名の退職により報酬173万9,000円、期末手当40万6,000円の減額。国の電気・ガス価格激変緩和対策事業や燃料調整額の変動等によりまして電気料金が当初予定額よりも下がったため1億6,600万円の減。LED照明器具リースの契約差金によりまして92万8,000円の減となり、事業全体で1億6,907万3,000円の減額となります。

次に、その下段になります。0105清掃工場を安全運転するの事業になります。こちらは、清掃工場の運転管理業務の契約差金により330万円の減額となります。

最後になりますが、科目が変わりまして目3し尿処理費、0101し尿を収集し処理する事業になります。こちらは、龍ヶ崎地方衛生組合の分担金、し尿くみ取り利用者数が確定したことに伴いまして100万円の減額をするものになります。

廃棄物対策課所管の説明は以上となります。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課、後藤です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち農業政策課所管事業について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

下から2段目の真ん中になります。款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、茨城県環境保全型農業直接支払推進交付金（補助率4分の3）、36万円の減額補正となります。こちらは、環境保全型農業に取り組む農業者組織が令和5年度においていなかったことによる減額補正です。

次に、その下段の水利施設管理強化事業補助金（省エネルギー化推進型、補助率10分の10）、15万1,000円の増額補正となります。こちらは、土地改良区における維持管理経費に占める電気料金の割合が25%以上の施設を管理する土地改良区へ補助するため増額補正となります。

次に、歳出でございます。

補正予算書の28ページ、29ページを御覧ください。

上から2段目になります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、0102農業や漁業団体の活動を支援するですが、青果物等出荷用梱包箱補助金、農業用資材購入補助金ほか、こちらは事業費確定のため1,503万3,000円を減額補正とするものです。

続いて、その下、0103適正な転作指導による計画的な米の出荷を誘導するですが、こちら米の転作に対する補助金を事業費の確定のため205万円を減額補正するものです。

続いて、その下、0110環境保全型農業を支援するですが、歳入で御説明いたしましたとおり、令和5年度において環境保全型農業に取り組む農業者組織がいなかったために48万円を減額補正とするものです。

続いて、その下、0111物価高騰に対する認定農業者等の運営を支援するですが、6月補正にて計上いたしました認定農業者への物価高騰に対する補助金になりますが、こちら事業費の確定のため300万3,000円を減額変更とするものです。

次に、その下、目5農地費、0101土地改良区の運営を支援するですが、歳入で御説明いたしましたとおり、土地改良区における維持管理経費に占める電気料金の割合が25%以上の施設を管理する土地改良区に対し補助をするもので、該当する東下根地区土地改良事業組合に対し15万1,000円を交付するため増額変更とするもので、財源は全て県補助金によるものでございます。

次に、下段の項2林業費、目1林業振興費、0102里山の再生を進めるですが、こちら事業費確定のため46万5,000円を減額変更とするものでございます。

農業政策課事業につきましては以上でございます。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課、飯島です。よろしく申し上げます。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち都市計画課所管の内容につきまして御説明いたします。

初めに、歳入になります。

12、13ページを御覧ください。

一番上の欄になります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節4都市計画費補助金の集約都市形成支援事業費補助金でございますが、補助金が確定しましたので100万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出になります。

30、31ページを御覧ください。

中段になります。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費の0105市内歩道の路面を清掃するにつきましては、入札差金等の執行残として9万9,000円を減額するものでございます。

同ページ一番下と32、33ページ一番上を御覧ください。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費の0104都市計画を適正に管理するにつきましては、入札差金等の執行残として109万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、32、33ページを御覧ください。

一番上の欄になります。款8土木費、項4都市計画費、目3公園費の0102公園・緑地・街路樹を維持管理するにつきましては、会計年度任用職員1名の療養により、報酬、職員手当等、

旅費を合わせて138万1,000円を減額し、また、電気料が見込みより少なかったこと等により358万2,000円の減額、委託料は、入札差金等の執行残により17万6,000円を減額するものでございます。

その下、款8土木費、項4都市計画費、目5駅周辺整備費の0101駅周辺環境を適正に管理するにつきましては、水道料金が見込みより少なかったことから6万円を減額するものでございます。

その下、0102駅昇降施設を維持管理するにつきましては、電気料が見込みより少なかったことから337万2,000円を減額し、委託料、昇降機保守点検の牛久駅分、ひたち野うしく駅分を合わせた225万4,000円と工事請負費の51万5,000円を執行残により減額するものでございます。

その下、0103駐車場を指定管理者により管理運営するにつきましては、電気料が見込みより少なかったことから124万6,000円を減額するものでございます。

以上です。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしくお願ひいたします。

議案第19号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）空家対策課所管の補正となります。予算書のページ32、33ページ上段になります。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、0105空家の適正管理及び有効活用を推進する、10万円の減額となります。内容としましては、1報酬、18負担金及び交付金、報酬のほうは空家対策協議会の開催が少なかったことと、負担金につきましては会議研修費、これは前年と同じ会議研修だったのでこちらに参加しなかったということで10万円の減額となります。

以上となります。

○柳井委員長 それでは、道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課、加藤です。よろしくお願ひいたします。

道路整備課所管の内容につきまして御説明いたします。

まず初めに、歳入になります。

12、13ページの一番上の段になります。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節2道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金とその他の補助金につきましては、国からの交付金、補助金が予定していた額よりも少なかったものが5件、また、逆に国からの交付金が予定していた額よりも多かったものが1件、6件分合わせて4,138万6,000円を減額するものとなります。

続きまして、同ページが一番下の段になります。

款16県支出金、項3委託金、目4土木費委託金、節1土木管理費委託金の県道用地事務委託金につきましては、県道竜ヶ崎阿見線バイパスの用地事務委託の件数が当初よりも増えたため、29万2,000円を増額するものとなります。

続きまして、歳出になります。

16、17ページの一番下の段になります。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費の0107未利用地を売却するの事業につきましては、売却のための分筆測量委託の契約差金で144万1,000円を減額するものになります。

続きまして、30、31ページを御覧ください。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の0101道路台帳を加除修正するの事業につきましては、委託料の契約差金で139万5,000円を減額するものとなります。

続きまして、目2の道路維持費の0101道路施設を維持補修する。こちらでは、舗装工事の契約差金と道路里親制度の補助金申請分が想定よりも少なかったため70万円を減額するものとなります。

続きまして、0103道路照明灯を維持管理するでは、電気料と修繕料の2つが見込みよりも少なかったため、合わせて1,300万円を減額するものであります。

続きまして、0106道路舗装を計画的に修繕する並びに0107橋梁を維持管理する。こちらの2つの事業につきましては、歳入で御説明したとおり、国からの交付金が少なかったため、歳出についても交付金に合わせる形でそれぞれ5,100万円と2,590万円を減額するものとなります。

次に、目3道路新設改良費の0103都市防災推進事業で市道を整備するの事業では、道路照明灯の設置工事の契約差金として87万円を減額するものとなります。

次に、0105国土強靱化計画に基づく市道を整備するの事業につきましては、こちらも歳入で御説明したとおり、国からの交付金が少なかったため、歳出についても交付金に合わせる形で1,500万円を減額するものとなります。

続きまして、0106奥野地区の市道を改良舗装するの事業では、分筆測量委託の契約差金として60万3,000円を減額するものとなります。

次に、目4排水路整備費の0101道路の雨水排水施設を整備すると、0102既存団地の雨水排水施設を整備するの2つの事業につきましては、東みどり野地区、東岡見地区、小坂団地地区のそれぞれ雨水排水工事の契約差金として、それぞれ256万円と100万円を減額するものになります。

次に、款8土木費、項3河川費、目1準用河川費の0101準用河川を維持管理するの事業では、雑草除去業務委託の契約差金として73万円を減額するものとなります。

以上です。

○柳井委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます。よろしくお願いをいたします。

私から下水道課所管の内容につきまして御説明をいたします。

歳出のみになります。

予算書32ページ、33ページを御覧ください。

32ページ、33ページ、上の欄になります。款8土木費、項4都市計画費、目2公共下水道費、0101下水道事業会計負担金でございますが、後ほど議案第23号牛久市下水道事業会計補正予算におきまして御説明をいたしますが、下水道事業会計における執行見込額の確定に伴い、下水道事業会計負担金として639万4,000円、下水道事業会計補助金として3,069万7,000円、合計3,709万1,000円を減額補正するものでございます。

補正内容としましては、説明は以上になります。

○柳井委員長 説明が終わりました。

これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。甲斐委員。

○甲斐委員 1件です。

先ほどの未利用地の売却差金ということだったんですけども、実績はどこを売却したのか確認しておきたいのと、今後予定があればそれも教えてください。

あと、ごめんなさい。もう一点です。27ページの県南水道企業団の事業手当を負担する、これは事業内容を教えてもらいたいと思いました。

以上2点です。

○柳井委員長 それでは、道路整備課長からお願いします。

○加藤道路整備課長 まず、先ほどの1点目の未利用地を売却するの、こちらの減額の内容としましては、分筆測量をしたときの契約差金の減額になりまして、未利用地の売買の差金ではないというところになります。

実績ということで、今年度、未利用地の売却した箇所の実績になるんですけども、23号線、城中田宮線沿いで2件未利用地の売却がありまして、それぞれ約1,200万円と1,300万円の2件が今年度の実績として売却して契約しております。3件全部でありまして、もう1件が牛久町の下町になるんですけども、こちらも1件売却の契約をいたしまして、そちらが約360万円ということで売却しておりまして、全体として約2,900万円の売却実績として今年度の実績として上がっております。

予定としましては、今、牛久町に1件、約240平米のところ、市道13号線沿い、商店の前になるんですけども、こちらが先月、入札をしまして、落札をしまして、これが契約に向けて、今、事務手続中という状況でございます。申し訳ありません、前のところが、今、契約の手続中ということで、来年度の予定としましては、もう1件、市道23号線のところに残地があるんですけども、そちらを来年度、未利用地の売却としての入札をかける予定でおります。

以上です。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 それでは、県南水道企業団職員に対する児童手当の件につきまして御説明させていただきます。

県内水道企業団につきましては、地方公営企業職員ということで国の繰り出し基準に基づいて児童手当の3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の15分の8、それと、3歳以上、中学

校就学前の児童に係る給付に要する経費の全てを構成される市町で負担することとしておりまして、そちらを龍ヶ崎市、取手市、牛久市、利根町でそれぞれ前年の給水人口の割合で案分をしまして、それに応じて支出しております。全体の合計額が333万6,000円なのですが、そのうち牛久市の負担分としては103万7,496円ということで、負担割合は31.1%となっております。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありませんか。杉森委員。

○杉森委員 よろしくお願ひします。ページ28、29の款6、項1、目3、0110の環境保全型農業を支援するですけれども、どのような環境保全型農業ということで行われているのかということと、支援の内容はどのようなものなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ページ30、31の款8、項2、目3の排水路整備費、0102の既存団地の雨水排水施設を整備するということですが、整備状況というか、未整備地区というのはどの程度存在しているのかということと、今後の計画について大ざっぱにお知らせいただければと思います。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 環境保全型農業直接支払交付金について御説明させていただきます。

こちらの交付金につきましては、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組を行った農業者組織に対して交付するものでございます。具体的には緑肥、化学肥料を賄いでクローバーとかそういった緑肥植物を植えることによって肥料、農薬を削減する取組をした団体に対して、10アール当たり6,000円を交付する事業でございます。負担割合につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を補助する内容でございます、そちらに取り組む事業者がいなかったということでの減額補正となっております。

以上です。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしくお願ひします。

既存団地の雨水排水施設を整備するところの未整備地区の状況ということだったんですけれども、こちらの事業で整備している団地というのが東岡見団地と、あと小坂団地、こちらの団地を整備している事業になりまして、こちらが下水道が整備されていない団地でありまして、合併浄化槽等を使っている団地になりますので、こちらの団地の側溝が約40年から50年経過して老朽化しているところもありまして、市で蓋がけを併せた形での側溝の整備ということで順次やっておるところでございます。こちらにつきましては、整備状況としてはまだまだなところがありまして、一応来年度も継続してその排水の整備をしていくという形で、今のところ予定で進めております。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 環境保全型農業を支援する対象ですけれども、今回、対象がなかったということですが、これまで何団体ぐらい対象になったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、あと既存団地の雨水排水施設というあれで、私はてっきりみどり野とかあの辺のイメージでいたんですけれども、今やられているのは東岡見と小坂ということですが、その他のところは大体もう終わったという理解の仕方でもいいのか、そこだけ聞かせてもらいたいと思います。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 対象となる団体でございますけれども、これまでこちらの交付金を活用して活動した団体は、実際はございません。ですが、案内を差し上げると興味を示す団体がございますものから計上させていただいているところです。複数団体で組織をして交付を受けなければならないんですけれども、実際に2団体から3団体にはお声かけをしているところでございますが、実際のところ、最終的にこの事業を活用しての取組というのは、行った実績はございません。

以上です。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 先ほど既存団地の雨水排水施設を整備するという事業で東岡見、小坂団地ということでお話ししたんですけれども、委員からもありましたみどり野地区ですとか、そちらについては、同じ目の中のその上の段ですか、道路の雨水排水施設を整備する、こちらで今言ったみどり野の中の雨水整備、道路の整備という形で事業としてやっているところでして、あと、またそれ以外に団地内の側溝の整備ということで補助金を使ってやっているところもございまして、昨年度で言いますと、工事の実績は来年度になるんですけれども、松ヶ丘団地ですとか、あと女化西、今はさくら台行政区になりますか、こちらをその上の事業で、都市防災推進事業で市道を整備する、こちらでもやっております、その東岡見、小坂団地以外のところが整備が終わったというわけではなくて、一応補助金が使えるエリア、使えないエリア等々に事業を分けているところがございまして、みどり野にいたしましても、今言った松ヶ丘、さくら台団地につきましても、今後も順次整備していくという形で予定しております。

以上です。

○柳井委員長 ほかに。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 すみません。4点質問してもいいですか、皆さん3点ずつでやっていたんですけれども。

歳入でさっきの県支出金の委託金のところ、県道用地の事務委託金ということで、阿見との県道の関係だと思んですが、この辺の実情をもう少し詳しく教えてください。

それと、27ページの空き地の雑草除去なんですけれども、いろいろとこの雑草除去については、多くの人から私どもにも意見が寄せられているんですけれども、こういう場合、なかなか雑草、こちらから、市からお願いを出しても解決をしないという事例等もあるのではないかと思います。この雑草除去に対する市の取組、もう少し詳しく伺いたいと思います。

それから、29ページの0101の観光施設の美観を保つということで、植栽管理に40万円の減額がのっているんですけども、アヤメ園とかの状況などはどうなっているのか。いろいろな方からも御意見は私どももいただいているんですが、この委託先、それとの関係もあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えかを伺いたいと思います。

今3点でしたね。あと、道路施設の維持補修のところ、道路里親補助金というのがあるんですね。公園里親とかそういうのはあるんですけども、道路里親、こういう補助金があるということなんですが、この内容について教えていただければと思います。

以上4点です。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 じゃあ、まず1点目の県道用地事務委託金ということで、こちら内容が県の事業であります県道竜ヶ崎阿見線バイパス、こちらの整備事業の用地事務委託というものを県と牛久市で協定を取り交わして、事業に対する用地交渉ですとかそういったものを、市が交渉等を県から委託を受けてやっている状況になります。こちらについては、一応工事、あとはその事業内容等につきましても県が主体でやっておりますので、うちは県から資料等を頂いて用地交渉ですか、そちらを進めているという状況になります。今年度やりまして、一応来年度も引き続き、件数は大分減るとは思うんですけども、その用地事務委託の協定ですか、こちらを結んで整備を進めていくということで県とは協議してやっております。工事の進捗につきましては、詳しいところまでは私も分からないんですけども、今、実際、用地買収も終わっている部分につきましては、工事も発注して現場も進んでいるところも一部ありますので、そちらはそういう形で進めている状況になっております。

それと、あと4番目の里親制度の件なんですけれども、こちらが道路整備課で昨年度、もともとあった制度に道路里親の部分も追加してやったところになるんですけども、こちらが道路の環境美化に含めまして道路の植樹帯ですとか、道路の残地部分の花ですとかそういったものを、里親制度を申請していただく団体の方にそういう植樹の管理も含めまして、うちのほうで補助金として上限20万円という形で、花代ですとか、そういった作業に必要な経費もろもろも含めた形で補助金として交付する形で道路の維持管理、あとは美観、景観、そちらも含めてやっていたという状況の制度になります。

以上です。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課です。

私からは、空き地の雑草除去を指導する事業につきまして内容の御説明をさせていただきます。

今回補正をさせていただきますのは、雑草除去の業務委託と言いまして、空き地で所有者からの委託を受けて、委託の受託料を頂いて作業するものでございまして、こちらにつきましては、1平米当たり86円で請け負っております、市内11社の植栽業者が委託を受けて市内約400件の土地の草刈りをしている状況で、平米数につきましては、合計で約8万5,000平米ございます。こちらの委託のほかに、今、遠藤委員からもお話がありましたように、委

託を受けていない空き地が、雑草の除去が済んでいないということで大変苦情が多くなっております。特に夏場は多くなっております、そちらの苦情相談の件数が、今、令和5年はまだ確定ではないんですが、令和4年度につきましては、約300件ぐらいの相談が寄せられているところでございます。相談を受けた場合は、現地を訪問しまして写真を撮影、空き地の所有者を調べまして写真付きの除草依頼の文書をまず送付します。それで改善される例もあるんですが、それでも改善しない場合は、再度、指導書を発送いたしますが、そちらにつきましては、年間32件ほどの指導書を発送している状況でございます。それでもそのままになってしまって、そのまま冬を迎えるという状況もありまして、そういった場合は、枯れてしまって火災の恐れもありますので、消防署に依頼して消防署からも指導書を出していただいている状況でございます。

以上です。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 私からアヤメ園につきましてお答えさせていただきます。

アヤメ園なんですけれども、ここ数年、連作障害などによって花の状態があまりよろしくないということになっておりまして、委託先の関係ということで今お話があったんですけれども、令和元年までですか、こちらはNPO団体に委託をしております、令和2年度から入札をして造園関係の業者をお願いしているという状況で、委託先というよりは、これから土の入替えとか排水の改修をしないと根本的に駄目な状況になっております。これは、今調べてはいるところなんですけれども、結構な費用もかかることになっておりまして、土も深さ的にどれぐらいまで入れ替えるかとかそういうのもあって費用的にもかかるということで、もう少しその辺は検討させていただいて、これは、財政とかそういったところとももちろん協議しながら計画的にやっていかなきゃいけないのかと、今そういう状況になっております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 2点だけ再質問をさせていただきます。

空き地の雑草除去について、たしか今年からですか、隣の雑草が生い茂ったときに、自分の敷地に入ってきたものについては刈ってもいいと前聞いたことがあるんですが、本来は、その方の雑草であっても財産なのでそういうことはできなかったんですけれども、今度4月からはできるようになったとお聞きしたんですけれども、その辺確認をしたいと思います。

それと、今のアヤメ園なんですけれども、確かにいろんな方からも御意見をいただいていると思うんです。牛久の観光アヤメ園ということで大きく宣伝もされているので、ぜひその辺については、財政的な問題もあるかもしれないんですけれども、委託、植栽管理ということだけじゃなくて、アヤメをもう一度再生できるような、そういうのは市に要望していきたいと思います。これは結構です。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 雑草等を除去するのに、民法の改正によりまして、4月から所有者の了承が得られれば越境して自分の土地等に入ってきてしまった草や木等を伐採や除草してもよいとい

うことになっておりますが、所有者をその方が自分で調べていただいたりというのがあったりしますので、所有者を探してまで自分で刈るとというのがなかなか進まない。また、高齢ということもあって、刈ってもいい、切ってもいいと言われても、自分でなかなかできないという御相談もあつたりする状況でございます。そういうときには、業者を紹介したりというのは随時させていただいている状況でございます。

以上です。

○柳井委員長 それでは終わりましたね。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 次に、議案第23号令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第23号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます。改めましてよろしくお願いをいたします。

私から議案第23号令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明をいたします。

それでは、議案書8ページ、9ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、上の欄、収益的収入から御説明をしたいと思えます。

収益的収入ですが、こちらにつきましては、いずれも執行見込額や国からの交付金額の確定に伴う減額補正となります。

下水道事業収益といたしまして、4,521万5,000円の減額となります。

内訳を申し上げます。

款01下水道事業収益、項01営業収益、目02雨水処理負担金として83万2,000円の減額。

項02営業外収益、目02補助金として3,509万7,000円の減額。

目03他会計負担金として639万4,000円の減額。

目05、長期前受金戻入として289万2,000円の減額をするものでございます。

続きまして、下の欄、収益的支出に移ります。

収益的支出につきましても、執行見込額の確定に伴う減額補正となります。

下水道事業費用といたしまして4,382万7,000円の減額となります。

内訳を申し上げます。

款02下水道事業費用、項01営業費用、目02汚水ポンプ場費として2,227万7,000円の減額。

目05流域下水道維持管理費負担金として1,397万7,000円の減額。

目10減価償却費として657万3,000円の減額。

項02営業外費用、目01支払利息及び企業債取扱諸費として100万円の減額をそれぞれするものでございます。

次に、ページを返していただきまして10ページ、11ページを御覧いただきたいと思います。
10ページ、11ページ、上の欄、資本的収入から御説明をいたします。

こちらにつきましては、いずれも執行見込額や国からの交付金額の確定に伴う減額及び増額補正となります。

資本的収入としましては、3,066万8,000円の減額となります。

内訳を申し上げます。

款03資本的収入、項01企業債、目01企業債として3,100万円の減額。

項03補助金、目01国庫補助金として50万円の減額。

項04負担金、目03他会計負担金として83万2,000円の増額をそれぞれするものでございます。

次に、下の欄、資本的支出に移ります。

こちらにつきましては、執行見込額の確定に伴う減額補正及び国の交付金を有効活用するための予算の組替えとなります。

資本的支出といたしましては、3,573万7,000円の減額となります。

内訳を申し上げます。

款04資本的支出、項01建設改良費、目01污水管渠費として1,816万3,000円の減額。

目02雨水管渠費として1,526万9,000円の減額。

目03ポンプ場費として1,696万3,000円の増額。

目05流域下水道建設事業負担金として1,926万8,000円の減額をするものでございます。

以上、合わせまして、収入としまして合計7,588万3,000円、支出としましては合計7,956万4,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

また、以上の補正に伴い、関連する財源内訳や財務諸表の修正も併せて行っております。

説明は以上でございます。

○柳井委員長 御苦労さまです。

これより議案第23号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 それでは、以上で環境経済部、建設部所管の質疑及び意見を終結いたします。

本日は、これにて延会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時15分延会